

額九・八百万ポンドの減税を実施する旨発表した。もつともこの減税の実施にも拘わらず昨年来の同国經濟の好況と高所得水準を支えられ、税収の伸びは順調で本予算案においても所得税収入九〇・七百万ポンド(同八〇・八百万ポンド)を中心に総租税収入二二二・七百万ポンド(同二〇〇・五百万ポンド)と前年度を上廻る税収見込がなされている。

しかし同国の經濟情勢が好況を呈している反面、昨年末以来国際收支の悪化が目立ち、すでに同国準備銀行が公定歩合引上、預金支払準備率の変更等国内のインフレ傾向抑制につとめている事情は前号において述べた通りであつて、財政当局の態度が注目せられていた。これに対し同蔵相は財政演説において、インフレ傾向を抑制する政策として賦払信用事業の規制と商業用建築物の特別償却制度の撤廃を実施する旨発表した。賦払信用の盛行は、昨年来の自動車その他高級消費財需要増加の一因と見られていたが、今回の措置により、頭金の最少限度(自動車五〇%、その他一五%)及び返済期間の最長限度(自動車一八カ月、その他二四カ月)が規制せられることとなつた。

最後に同蔵相はその財政演説の結論として、ニュージーランドは「全般的な繁栄と不断に上昇する生活水準とを享受している。現在吾々が直面している諸問題とは、政府がその目的を実現せんとする途上で達成した成功によつてもたらされた國民經濟の成長と拡大によつて生じたものにすぎない」と述べ、同國經濟の将来に関する樂觀的見通しを明らかにした。

しかし今回の予算案において政府支出が全面的に増加し、しかも大幅の減税が行われたことは現在のインフレ傾向を助長する恐れがあり、賦払信用の規制についても準備銀行の金融引締措置によつてすでに賦払信用会社の活動は資金的に制限されているから、今回の措置は実効の少ないものであると見る向もあり、財政当局が金融引締政策を一層推進する意向に乏しいことに関し批判的な見解も一部散見せられている。

昭和三十年九月

海外經濟事情

目次

- 一、概況
- 二、国際機関
 - (一) ガットの動き
 - (二) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行總會
- 三、米國經濟
 - (一) 一般經濟動向
 - (二) 農業政策の動向
- 四、西欧諸國
 - (一) 英國——ポンド相場小康と国内經濟情勢
 - (二) フランス——市中中長期金利引下げと貿易正常化措置
 - (三) 西ドイツ——景氣の動向・ドイツ銀行承継銀行の合併準備措置
 - 五、ソ連——生産力の合理的配置と東歐の動向
- 六、アジア諸國
 - (一) 一般情勢
 - (二) 中共——五カ年計画の前半三カ年間の成果、農産物の収穫予想、および新疆省の自治制施行
 - (三) 北鮮——本年上半年の復興状況
 - (四) 香港——一々七月期貿易状況
 - (五) フィリピン——一々四月中の貿易状況
 - (六) インドネシア——輸入及び為替管理制度の改正

(七) タイ—米、ゴム等輸出に対する公定レート適用の廃止及び輸入統制の緩和

(八) ビルマ——一九五五—五六年度予算案

(九) インド——最近の鉄鋼事情と国内資本形成

七、濠州——一九五五—五六年度連邦予算案

一、概況

ソ連西独会談は九日両国国交の正常化を議題としてモスクワに開催され、十三日終了した。この間会談は大使交換による両国間の外交関係樹立を先決とするソ連側の主張と捕虜問題の優先的解決を強調する西独側の主張とが対立し、会談は一時行詰りの兆を示したが、結局両国外交関係の樹立ならびにこの目的のためにモスクワとボンに大使館を設置することに意見が一致した。また捕虜問題についてはソ連側はその早期釈放を確約した。右ソ連西独外交関係の樹立は従来のも両国関係に新たな段階を画するものであり、来る十月の米英仏ソ外相会議の帰趨にも影響を及ぼすものと見られる。

一方ソ連東独会談は十九日モスクワで開催され、二十日両国はソ連東独国家条約に調印した。右によれば両国は相互に主権を尊重し、内政の不干渉を確認すること、重要国際問題については協議すること、また米英仏の軍隊が西独に駐留する限りソ連軍も引続き東独に駐留すること等を定め、さらに同日発表のコミニケにおいては来る十月の四カ国外相会議の討議には東西ドイツの参加を不可欠とすることを確認している。この間十九日ソ連フィンランド会談が開催され、同日一九四八年四月六日附ソ連フィンランド間友好協力相互援助条約に関する議定書ならびにボルカラ基地租借権放棄と同港領域からのソ連軍撤退に関する協定が調印され、批准後三カ月以内にソ連軍はボルカラ基地から撤退することとなつたが、これらの諸措置はいずれも今後におけるソ連外交活動の布石として注目される。

第十回国連総会は二十日ニューヨークで開催され、冒頭モロトフ・ソ連代表は中共の国連加盟を要求する決議案を提出したが、本会期中右問題をとりに上げない

とする米国側の主張が通つた。この討議を通じて注目すべきはインドネシアが昨年の棄権から中共支持に変わったことであり右は今春のバンドン会議、七月の巨頭会談以後の国際情勢の変化を反映したものと見られる。なおダレス米國務長官は二十二日米国の全般的な政策について演説を行い国際緊張の一層の緩和に向つて国連が努力するよう要請するとともに米大統領提案の軍事基地空中巡察案を国連が支持するよう訴え、また翌二十三日にはソ連モロトフ外相が国際緊張の一層の緩和と国際協力について演説、空中巡察に関する米提案の重要性を認めるとともに外国基地の放棄を要請したが、いずれも従来に比し論調が穏かであつた点が注目される。

一方軍縮小委員会は引続き巡察制度と軍備管理問題を中心に討議を進めてきたが、十九日ソ連ブルガーニン首相は米大統領に書簡を送り条件つきながら米大統領提案の原則を認めたことは軍縮問題に関する一歩前進として今後の討議に影響を与えるものと見られている。

米中共大使級直接会談は引続き捕虜釈放問題について討議を進めてきたが、十日双方は民間抑留者の釈放について意見の一致を見、これにより中共側に抑留されていた米人は全部釈放され、また在米中国人の帰国問題も解決の緒についた。かくて米中共会談は二十日より両国間で未解決の実際的問題の討議に移つた。今回の協定成立は巨頭会談以後における東西関係打開機運の具体的成果として、また両国関係に新たな段階を画するものとして注目される。

しかるに一方、中近東、アフリカにおいてはキプロス島の帰属問題をめぐりギリシャ、トルコ、英国間の紛争、エジプト、イスラエル間の国境問題、エジプトのソ連、チエッコからの武器購入問題、アルジェリア、モロッコの民族運動等幾多の紛争ないし新たな問題が生じている。キプロス島問題についてはギリシャ、トルコともに北大西洋条約機構の一員であり、情勢によつては西欧防衛体制にも影響を及ぼすものと見られている。またアルジェリア問題については三十日国連総会が右問題の討議を決議したところフランス代表団はこれを内政干渉なりとして会場から引揚げたが、これは国連におけるアジア、アフリカ諸国の発言権の増大を示すとともにフランスの国内政局にも影響を及ぼすものと見られる。

南米アルゼンチンでは十六日再度反乱が勃発、十九日ペロン大統領は辞任した。今回辞任のやむなきに至つた理由としてはペロン政権の腐敗、被圧迫階級のペロン政権に対する反感、石油開発をめぐる政府と陸軍の対立等があげられており、二十一日ロナルデイ臨時大統領の就任を見た。

国際通貨基金および国際復興開発銀行第十回総会は十二日より十六日までトルコのイスタンブールにおいて加盟五八カ国参集の下に開催された。席上パトラー英蔵相は差当り為替政策上の新措置は何ら考慮されていないと言明、英ポンドの平価切下等の噂を否定するとともに、米国の「グッド・クレディター・ポリシー」の展開を要望した。またエルハルト西独経済相は現状においては交換性回復の時期について明確な断定を下しうる段階にないと言明、基金年来の懸案たる通貨交換性問題は英国国際収支の不調、英ポンドの軟調の折柄当面の問題とはなり得なかつた。

翻つて米國經濟を見るに、工業生産指数は八月一四〇(季節調整済)と前月比一ポイント上昇し、鉄鋼生産も二十四日までの週間に九五・七%の稼働率を示し、また自動車生産は型式切替期にあるが、これを底として再び上昇するものと見られている。一方雇傭者数は六五・五百万人と前月比五〇万人を増加、失業者は二・二百万人とここ二十二月来の最低を記録した。住宅着工数は八月に入り年率二三〇万戸と上転依然好況を保持、又設備投資も増勢を辿つている。こうした景気好調の反面その行過ぎも懸念され、これを是正するため八月初旬の連邦準備銀行の公定歩合の引上に続き八月下旬から本月にかけ再び公定歩合の引上が行われた。なお二十六日ニューヨーク株式相場は大統領の急病を材料とし、また頃来の急激な上げ歩調に対する反動からダウ・ジョーンズ工業株平均指数で二一・八九ポイント安と一九二九年十月来の暴落を示した。もつとも景気の先行については将来の消費動向等につき問題もあるが、目先好調持続を予想する向が多い。

西欧經濟も工業生産は依然上昇を示しているが、物価はやや上昇傾向を示し、また消費および投資の過大から総じて輸入の増加が輸出の増大を上廻る傾向が見られる。まず英国においては金ドル準備はさらに減少したが、ポンド相場は金融上の諸措置、IMF総会におけるパトラー演説の影響によりやや改善を示してい

る。国内經濟は依然投資および消費需要が旺盛であり、雇傭も高水準を維持しているが、銀行貸出および住宅建設の減少傾向が見られ、金融引締の効果が徐々に現われつつあるものとして注目されている。しかし問題は依然として巨額な公共投資、建築活動、また賃金物価の悪循環傾向であり、これが抑制策として政府は中央地方を通ずる財政支出の一層の節約、国有産業投資のスローダウン等を考慮中とも伝えられる。

ドイツでは引続き生産は上昇、物価も総平均では略々保合ながら建築景気の行過ぎ、石炭供給の不足、労働力供給の逼迫等が漸く顕現、賃金の上昇、生産者価格の引上等が見られ、又八月の国際収支は久方振りに赤字を示現した。こうした情勢から一般に再度の金融引締措置を予測する向もある。一方フランス經濟は工業生産は依然上昇、また貿易収支も引続き改善され、対OEEC諸國貿易自由化率を従来の七五%から七七・五%に拡大、全体として活況を呈しているが、全国的に質上攻勢が見られ、その成行が注目されている。

二、國際機關

(一) ガットの動き

(1) 日本の正式加入

日本のガット正式加入については前月中旬全締約國(三四カ國)の賛成投票が行われたが、この結果、日本は本月十日をもつていよいよ正式の締約國となつた。これは日本の仮加入が認められてから約二年振りのことである。

しかしながらこれと同時に英國はじめ十四カ國(注)は日本の正式加入を承認することとは別に、かねて懸念されていた通り、一般協定第三十五条を援用して自國と日本との間にガット關係を発生せしめない旨を宣言した。かかる多数の、かつ、緊密な通商關係にある諸國による第三十五条の援用は勿論前例のないことであり、またガットの建前に照し好ましくないこととして、今後の成行が注目されている。これら諸國が同条を援用した理由については各種の推測がなされているが、概ね日本の工業製品とくに綿製品の競争から自國工業を保護しようとする動きが中心のものともみられており、これに対してガット専門家筋では明春の関税交渉会議と前後して事態の好転も期待しえようとの態度を示していると伝えられ

る。

(注) オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブラジル・キューバ・フランス・ハイチ・インド・ルクセンブルグ・オランダ・ニュージーランド・ローデシア・アフリカ・サランド・南ア・英

(2) 関税引下交渉会議の開催

九月下旬ジュネーブにおいて開催された会期間委員会では明年一月下旬ジュネーブにおいて多角的関税率引下交渉会議を行う旨決定した。右は十月下旬に予定されている第十回総会において正式承認をうけるものであるが、これが実現すれば一九五〇―五一年のトーケー会議につき第四回目の一般的関税会議となるわけであり、すでに二五締約国が参加の意向を表明したと報せられている。

かかる一般的関税会議の開催については過般の米國互惠通商協定法延長（三年間毎年五%の関税率引下につき新権限付与）の決定に伴い予想されていたところであつて、米國政府の動きが注目されていたが、二十一日同國國務省では正式に関税交渉会議への参加に関する計画を発表するに至つた。同國では国内手続として来月末より公聴会が開催されるが、税率引下を予定されている税目はスコッチウイスキー・タバコ・自動車・銅・鉄鋼・アルミ等約九〇〇品目であつて、これらの前年における輸入実績は一八億ドル見当（輸入総額約一〇二億ドル）に及ぶと伝えられている。なお同國の交渉方針として互惠通商法により与えられた権限を三年分（一五%）一括して交渉した上、各年五%分づつ発効せしめることが考慮されているといわれる。

(二) 國際通貨基金及び國際復興開發銀行總會

國際通貨基金及び國際復興開發銀行では十二日より十六日までトルコ・イスラエルにおいて加盟五八カ國參集のもとに第十回總會を開催した。

基金年來の懸案たる通貨の交換性回復問題は英國國際收支の不調、英ポンド軟調の折柄、これに対する関心も当面やや後退した感じと伝えられたがこれに関連してとくに注目されたバトラー英蔵相は差当り為替政策上の新措置は何ら考慮されていないと言明、英ポンドの平価切下ないし売買マージン拡大についての噂を否定した。同蔵相は現在同國の直面する困難を貿易・為替の漸進的自由化政策に

伴う輸入増加により齎されたものであるとし、これに対して、(1)英國は制限政策に逆行せず国内的經濟政策をもつて対処すること、(2)英ポンド交換性回復の時期にないし必要措置については何らの決定もしていないこと、(3)交換性回復の有無に拘らず現平価を維持すること等を明らかにしつつ、「援助より貿易を」という言葉を引き米國の「グッド・クレディター・ポリシー」の展開を要望した。ルース基金専務理事は交換性回復問題につき、各國がこの目標に向つて着実に前進し続けていることを歓迎、更にその歩を進めるために基金はこれに援助を与える用意があるとのべるとともに、今後の問題点として双務協定方式の縮減・廃止、過渡期条項(第十四条)援用の終止、健全な国内財政金融政策の活用等を指摘した。

國際復興開發銀行においては払込資本金中いわゆる「一八%部分」の活用、國際的中期信用授受の現況調査等の諸問題が注目された。右「一八%部分」とは加盟國がその株式応募額中二%の金ドル出資に加えて自國通貨により払込んだ部分であつて、当該加盟國の同意なしには銀行はこれを貸付けえないものである。ブラツク總裁はこの部分を全面的に解除してその自由な使用を認めている國は現在米國及びカナダの二國に止まり、その他の加盟國では原則的にこれを認めている場合にも当該通貨による貸付資金の支出の速度、借入國、借入資金による資材購入先につき条件を付しているという現状を挙げ、かかる事情は銀行の融資活動が活性化しつつある折柄好ましいことではなく、またこのような条件付解除は紐付融資と同様の欠点を有し、解除國の國際收支を不当に圧迫することを避けるという観点から条件付解除を認めた銀行協定の趣旨に反するとのべた。これに対しエアハルト獨經濟相は無条件解除の用意ありと言明したが、バトラー英蔵相はブラツク總裁の提言に賛成しつつも同國としては差当り現状以上に出でえない旨表明したと伝えられている。

國際的中期信用の授受に関してはブラツク總裁は輸出競争の激化により、これが妥当な限度をこえており、例えば当然長期貸付によるべき資本財輸出が中期、ときには短期の信用によりなされている場合が多いと指摘した。そしてこの結果借入國の短・中期債務が過度に上り、經濟開發のための長期外資の受信能力が損われることとなるため、これを防止する一案として銀行では十四の主要輸出國の

経済情勢調査(その三)

協力をえて中期信用供与に関する情報を蒐集し、もつて債務現在高を把握するという方法を試験的に実施している旨明らかにされた。

以上の他かねて銀行の提案していた国際金融会社については各国より賛意が表明されたが、米・英はじめ十数カ国はすでに必要な参加手続を了したといわれ、明年勿々には業務を開始することとなると伝えられている。

なお明年の総会開催地はワシントンと決定された。

国際通貨基金取引高推移

(単位 百万米ドル)

暦年	売却高	買戻高	純売却高
一九四七	四六七・七	六・〇	四六一・七

国際復興開発銀行貸付及び回収状況

(単位 百万米ドル)

年 度	貸 付		回 収		年度末貸付残高
	貸付総額	取消及び借替	元本返済	債権売却	
一九四七・六	二五〇・〇		一四〇・三	一九四・三	二五〇・〇
一九四八・六	二六三・〇		一四〇・三	一九四・三	五一三・〇
一九四九・六	一三三・一		一四〇・三	一九四・三	六二二・一
一九五〇・六	一六六・三	一七・六	一四〇・三	一九四・三	七七〇・三
一九五一・六	二九七・一	〇・一	一四〇・三	一九四・三	一、〇五六・七
一九五二・六	二九八・六	一一・〇	一四〇・三	一九四・三	一、三一五・七
一九五三・六	一七八・六	一・〇	一四〇・三	一九四・三	一、四七七・三
一九五四・六	三三三・七	九・八	一四〇・三	一九四・三	一、七五五・〇
一九五五・六	四〇九・六	九・六	一四〇・三	一九四・三	一、九三九・四
計	二、三二四・〇	五〇・一	二、二七三・九	一、九四三・三	一、九三九・四

(注) 一、九三九、四五〇、八二八ドルは貸付未効分を除き為替変動分を調整すれば、一、七九五、五五二、二六五ドルとなる。なお内支支出高は一、六七九、七二七、九〇五ドルである。

一九四八	二〇八・〇	一一・四	一九六・六
一九四九	一〇一・五	二・三	九九・二
一九五〇	〇	二四・三	二四・三
一九五一	三四・六	七三・八	三九・二
一九五二	八五・一	一〇一・五	一六・四
一九五三	二二九・五	三二〇・四	九〇・九
一九五四	六二・五	二一〇・〇	一四七・五
一九五五・六・三〇まで	一八・七	八八・〇	六九・三
計	一、二〇七・七	八三七・八	三六九・九

国際復興開発銀行貸付支出状況

(単位 米ドル換算 百万ドル)

通貨	曆年		計									
	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五五	計		
米・ド	二九七・九	一七〇・七	五八・二	五八・九	九四・二	一六一・三	一五九・二	一九二・九	八四・〇	一四五・三	一、二七五・三	
英・ポ			一・九	一・一	一二・二	二九・三	四一・二	五七・四	三三・五	三三・五	一七六・六	
ス・ス			七・七	〇・六	二・三	四・三	四・〇	五・四	三・〇	三・〇	二九・四	
瑞・ク			〇・四	〇・二	一・七	〇・八	一・六	三・四	二・六	二・六	一〇・九	
南・ポ			〇・二	〇・六	一・七	〇・六	一・五	二・二	三・四	二・二	一五・八	
諾・ク			〇・五	〇・一	〇・二	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・四	
蘭・ギ					〇・一	二・〇	二・四	二・一	二・四	二・一	一七・五	
伊・リ						二・〇	二・四	二・一	二・四	二・一	一七・五	
希・ド						二・八	八・二	八・二	九・六	四・八	二七・八	
独・マ						七・四	八・二	八・二	九・六	四・八	二七・八	
仏・フ						〇・八	〇・六	〇・六	〇・八	〇・一	三・〇・一	
丁・ク						〇・二	〇・六	〇・六	〇・八	〇・一	三・〇・一	
加・ド	二・〇					一・三・一	七・五	四・八	四・八	三・六	六四・一	
白・フ	〇・三					二・八	三・一	五・〇	五・〇	一・二	三七・八	
埃・シ						二・四	〇・二	〇・九	〇・九	一・〇	二・一	
計	三〇〇・二	一九八・九	六七・九	七四・九	一二八・九	二二五・七	二三九・八	二九八・一	一四五・三	一、六七九・七		

国際復興開発銀行用途別地域別貸出高

(一九五五・六・三〇現在、単位 百万米ドル)

用途	地域					
	計	アジア	アフリカ	濠州	欧州	米州
再建復興	二、二七四	二七五	二二二	二五九	九二九	五七九
電力	四九七	一一二	八八	三三三	四九七	二九四
輸送	六一七	八一	一〇〇	一〇三	九〇	一九〇
通信	五三三				五九	二四
運輸	二六					
農林	二二五	四〇	二	九一	四六	四八
農業	二二六	四二		三二	三三	二四
鉱工業	一四〇		四〇	三二	一〇〇	二二
総合開発計画					一〇〇	三三

三、米国内経済

(一) 一般経済動向

前月クリブブランド(同四日)アトランタ(同二十六日)及びセントルイス(同三十日)の三連銀は公定歩合をそれぞれ二%へ引上げたが、更に更月後二日フィラデルフィア、九日ニューヨーク、リッチモンド、シカゴ、カンサスシティ、ダラス、サンフランシスコ、十二日ミネアポリス、十三日ボストンと各行相ついでこれになり、一カ月余をもつてすべて足並を揃えた。

かくて金融当局の引締政策は一段と強化されたが、市場はこれに応じて強調に推移し、財務省証券新規発行利廻りは上旬二・一三%と一昨年八月上旬以来の高水準を記録、中旬若干引弛みの後月末再び二・一二%をもつて越月、銀行引

受手形レートは八日 $\frac{1}{4}$ %方上昇、三〇―九〇日物買二 $\frac{1}{4}$ %、売二 $\frac{1}{2}$ %、二二〇日物買二 $\frac{1}{2}$ %、売二 $\frac{1}{2}$ %、一五〇―一八〇日物買二 $\frac{1}{2}$ %、売二 $\frac{1}{2}$ %と改訂された他、下旬には主要金融会社による商手レートの $\frac{1}{2}$ %方引上(三〇―九〇日物二 $\frac{1}{4}$ %、二七〇日物二 $\frac{1}{2}$ %へ。二十一日コマーシャル・クレディット社実施、二十九日CIT社他追隨)が実施され、更にギヤランテイ・トラスト、ファースト・ナショナル等によるブローカー及びデイラーに対する貸付金利の引上(三 $\frac{1}{2}$ %より三 $\frac{1}{2}$ %へ。二十二日)も行われた。この間ニューヨーク主要市中銀行の事業貸出残高は二十八日八、六一〇百万ドルと一昨年五月上旬以来の最高に達し、月初来二二一百万ドル、年初来一、〇四二百万ドルの増加となつて、前年同期における残高七、二七〇百万ドル、同年初比一、二六〇百万ドル減に対し著しい対照を示し、また全国加盟銀行の自由準備も前月に引続き赤字に推移、二十一日に終る週には平均一六百万ドルの赤字をみせる等事業資金需要が活潑であること、市中銀行の手許が依然窮乏であることを窺わせている。また月末財務省はかかる市場の動向に鑑み秋季新規財政資金二七・五億ドルの調達に短期債発行を選び来月十一日付、明年六月二十二日満期、期間八カ月二 $\frac{1}{2}$ %租税証券をもつて調達する旨発表、年末までに更に約一〇億ドルの新規資金の調達を予定していることを明らかにした。

一方景気面ではかかる金融引締政策から未だ格別の影響をうけるに至らないごとく、八月の鉱工業生産指数季節調整済一四〇(暫定)前月比一ポイント増)雇用六五・五百万人(前月比五〇万人増)失業二・二百万人(前月比二五万人減)と高水準にあり、更月後も鉄鋼生産は二十四日までの週間に九五・七%の稼働率を示し、乗用車生産は型式切替のため月間四六五千台と本年最低を予想されるもの、これを底として再び上転するものとみられている。また卸売物価指数の動きは十七日農産物・食料品以外の全商品の指数一七・九で一―六月間の上昇〇・七ポイントに比し、七月以降二・三ポイントとかなり急激な騰貴傾向を示している。

新規工場設備投資

(季節調整済年率・単位 億ドル)

期 間	総 額	製 造 業			鉱 業	運 輸			公益事業	商業その他
		計	耐久財	非耐久財		鉄 道	そ の 他			
一九五三	二八三・二	一一九・二	五六・五	六二・六	九・九	一三・二	一五・六	四五・五	八〇・〇	

七月における住宅着工数の低下(年率二二〇万戸)により先行を懸念された建設部門にあつては、八月に入つて着工数年率一三〇万戸と上転、建設支出も年率四一五億ドルと五月の四二五億ドルを下廻りながらもなお高水準にあるが、連邦住宅貸付銀行理事会では十四日貯蓄貸付組合の新規抵当貸付を預金の増加分及び既貸付の返済分の範囲内に限定せしめることとし、連邦住宅貸付銀行の貸出はこれら組合が既往の契約に基き資金を必要とする場合にのみこれを行う旨発表した。貯蓄貸付組合は生命保険会社と並び住宅金融の大宗で、その抵当貸付残高は全抵当貸のほゞ三〇%を占め、六月末現在約二九〇億ドル(三月末比一六・八億ドル増、年初比二八・五億ドル増)に達しており、かかる増加傾向を反映して連邦住宅貸付銀行の貸付残高も八月には一一・九億ドルと前月比一・三億ドル、年初比三・二億ドルの増加を示した。

この間経済活動の季節的上昇期を迎えて各方面に漸く年末より明年にかけての景気の予測が散見されるが、何れも概して楽観的であつて、中には第四半期(十一月)においては国民総生産は年率三、九〇―四、〇〇億ドル、鉱工業生産指数は一四五をそれぞれ示現しようとの強気の見解を表明する向もある。事業界の強気はとくに新規工場設備投資の動向に反映しており、月央商務省及び証券取引委員会では七月末より八月にかけての調査の結果に基き、本年年間の右投資額を二七九億ドルと発表したが、右は前年の水準を四%方上廻るものであつて、史上最高の一九五三年(二八三・二億ドル)に比較してもその差は約一・五%にすぎず、年初の予想二五五億ドル前年比五%減に対し著しい好転が注目される。更にこれを各部門別に四半期毎の推移をみれば次表の通りであつて年初来の好転が鉱業を除く諸部門に幅広く行きわたつてることが認められる。

一九五五	二六八・三	一一〇・四	五〇・九	五九・五	九・八	八・五	一五・一	四二・二	八二・三
一九五五	二七九・〇	一一一・九	五三・六	五八・三	九・〇	九・一	一五・六	四四・四	八八・九
同第一四半期	二五六・五	一〇一・七	四七・八	五三・九	八・〇	七・四	一四・六	四〇・一	八四・六
同第二四半期	二七一・九	一〇八・四	五〇・六	五七・八	九・四	八・〇	一六・二	四〇・九	八九・〇
同第三四半期	二九〇・三	一一三・六	五四・八	五八・八	九・三	九・八	一六・八	四六・四	九四・三
同第四四半期	二九七・三	一二〇・五	五九・六	六〇・九	九・二	一一・二	一四・七	四六・八	九四・八

設備投資のかかる増勢に対し政府は景気抑制の見地から前月短期償却制度の適用範囲縮小の措置をとつたが、月央国防動員本部ではアルミ及び鉄鋼部門よりの申請を却下した。一部鉄鋼業者の間ではかねてその新投資につき政府の態度決定を見守る態度が伝えられていたこともあつて、このため計画を中止する向もできうが、上旬、一・三億ドル生産能力一六〇増の計画を発表したりパブリック・ステイルでは、短期償却制度の認否にかかわらず新投資を行うと伝えられており、この他クライスラーでも生産拡張のため新たに総額約二・五億ドルに上る一〇年計画に着手する旨発表し、何れも注目されている。

尤も景気の先行に対する問題点がないわけではなく、例えば米商商業会議所においても本年の繁栄が明年も続こうとしつつ、生産能力の限界から明年の上昇速度の鈍化を予想するとともに従来の消費者信用と住宅抵当の急速な膨張を懸念している。既に五六年型新車の生産に入ったフォードでは建値の引上(全般的に五〇前後)を発表するとともに、明年の売上六五〇―六七五万台と強気の見解を示し、その根拠として所得の増加、経済安定による債務負担能力増加、品質改善と販売努力の強化等をあげているが、他方年間七四〇万台と予想される龐大な本年の販売高と、これを支える消費者信用の行過ぎ傾向(七月末残高三二九億ドル、前月比四・三億ドル増、うち賦払信用残高一三〇億ドル、前月比五・六億ドル増)が新車に対する潜在的購買力を絞つているとの懸念も表明されている。

右に関連してとくに注目されているものは在庫の動向であつて、七月末(総額七九二億ドル)までの三月間の増加は一五億ドルで、それ以前の三月間の八億ド

ルに比し在庫投資は殆ど倍増しており、販売の横這い気味(小売推移五―八月各一五四億ドル、一五三億ドル、一五五億ドル及び一五四億ドル)に対して現在なお在庫政策に変化の認められないこと、のみならず先行物価高見越の買急ぎ気配もあること等をあげて、明年春には正常在庫量の蓄積が完了し、在庫政策の下向きの変更が必至と予想、ここから景気の基調に変化を生ずる可能性があるとする見解がみうけられる。

更にこの間ニューヨーク株式市場ではアイゼンハワー大統領発病の報を入れて休日明けの二十六日売物殺到、総額一三〇―一四〇億ドルの急落を演じた。右は値下り総額において史上最大(一九二九年十月中の値下り総額は約一六〇億ドルといわれる)とされ、本年初以来の利益総計の約半を払拭したと伝えられる。これによりダウ・ジョーンズ工業株三〇種平均は二十三日の四八七・四五ドルより四五五・五六ドルと八月十一日の水準に下げ下落の幅は三一・八九ドル(一九二九年十月二十八日の三八・三三ドルに次ぐ)に及び、出来高概算七七二万株(一九三三年七月二十一日九五七万株に次ぐ)の大商内を記録した。

市場筋では急落の原因をアイゼンハワーの発病により明年の大統領選挙において財界に好感されている共和党が不利となることを嫌つたものと伝えているが、頃来急激な上げ歩調とこれに伴う利廻の低下、更には金融引締政策の嫌気等から、既に大投資層には買控えの色が窺われていた。一部では普通株買持の危険は十八年来最大とみていたこともあつて、右をむしろ当然の反落とし、下げ幅の大であつたことはこれに先立つ棒上げの結果であるとの説明もなされている。

経済情勢調査(その三)

工業株価及び利廻り推移

	一九五三・九・一四	一九五五・一・三	同	一九五四・六・一	同	一九五五・九・一	同	一九五五・九・二三
ダウ・ジョーンズ三〇種平均(ドル)	二五五・四九	四〇八・八九	四二四・〇八	三・九九	四六九・六三	四八七・四五	三・五九	三・五九
ムーディ一二五種利廻り(週間%)	五・八八	四・一八	三・九三	三・三三	三・七四	三・三九	三・三九	三・三九
ムーディ社債一二〇種利廻り(シシ)	三・五五	三・一四	三・二二	三・二二	三・三一	三・三一	三・三一	三・三一

右の急落に際しハンフリー財務長官は現行経済政策の不変を発表し、引け際デ
 イラーの買も入つて若干戻したが、翌二十七日にも続いた大小個人投資家の売
 急ぎに対して、年金及び投資信託筋の利廻り改善を好感した大量買があつて、四
 六五・九三ドル(出来高五五〇万株)と反騰、更に二十八日四七二・六一ドルと戻
 した後、四六六・六二ドル(出来高二一四万株)をもつて越月した。

このような株式市場の波乱に対して一般にこれが経済活動全般に影響するとは
 みていないようであるが、今後の株式の動向については、多少の急落に見舞われ
 るとしてもなお強気市場が続くとする見解と、これを契機にして従来の強気相場
 が終つたとする見解とに分れており、これらの可否は別としてもなお引続き注視
 する必要があるごとくである。

アメリカ主要経済指標

個人生産所得 工業生産者数 就業者数 失業業者数 新規建設支出額 製造業者、卸売・小売・在庫 製造業者、卸売・小売・売上高 百貨店売上高 卸売物価指数 除農産物・食料品 消費者価格指数 株価指数 輸出入額	一九五三年		一九五四年		一九五五年	
	八月	九月	八月	九月	七月	八月
(1)	二八六・四	二八七・七	二八六・七	二八七・九	* 三〇四・七	* 一四〇
(2)	一三六	一三三	一三三	一三四	一三九	* 一四〇
(3)	六三、四〇八	六三、〇〇六	六三、二七七	六三、一四五	六四、九九五	六五、四八八
(4)	一、二四〇	一、二四六	一、二四五	一、二〇〇	一、二四七	一、二三七
(5)	—	—	三六・四	三六・四	四一・九	四一・五
(6)	—	—	四六・三	四六・四	七九・二	七九・六
(7)	—	—	七七・三	七七・〇	五二・九	五二・八
(8)	一一三	一〇七	一一三	一〇七	一一四	* 一一八
(9)	二二〇・六	二二〇・〇	二二〇・五	二二〇・〇	二二〇・五	二二〇・八
(10)	二二四・九	二二四・七	二二四・四	二二四・四	二二六・五	二二七・四
(11)	二二五・〇	二二五・二	二二五・〇	二二四・七	二二四・七	二二四・五
(12)	一九〇・三	一八二・〇	一八二・〇	一八二・四	一八二・八	一八二・三
(13)	八四〇	九二六	八二五	七八〇	* 八八五	三三三・三
(14)	一、一八六	一、二五六	一、一五五	一、二二二	* 一、二六七	* 一、二六七

内軍事援助輸出額	(百万ドル)	1950年	1953年	1954年	1955年	1955年	1955年	備考
現金流通高	(10)	105	100	100	100	100	100	
要求払預金残高	(17)	97,500	97,500	97,500	99,400	101,100	104,100	

(備考) (1)商務省調査、(2)連邦準備制度理事会調査、(3)(4)商務省・労働省調査、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省・労働省調査、(6)(7)(8)商務省・連邦準備制度理事会調査、(9)(10)労働省調査、(11)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(12)(13)商務省、陸、海軍調査、(14)国庫及び連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)インターバンク預金、政府預金及び切手手形を除く要求払預金残高、各月最終水曜日残高、(16)(17)(18)季節調整済、*暫定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五三年		一九五四年		一九五五年	
	六月三十日	九月三十日	六月三十日	九月三十日	六月三十日	九月三十日	八月三十一日	九月三十日
小麦(一ブッシュェル)	二・三三五	二・一五	二・四一	二・三二	二・二七	二・〇六	二・二一	二・二一
玉蜀黍(一)	一・七六	一・八九	一・八二	一・六四	一・六三	一・四九	一・五二	一・五二
ライ麦(一)	一・七四	一・六〇	一・八一	一・五五	一・四五	一・四〇	一・五三	一・五三
燕麥(一)	一・一三	〇・九五	〇・九九	〇・九二	〇・八〇	〇・七五	〇・八一	〇・八一
小麦粉(一〇〇ポンド)	六・〇五	六・八五	七・二五	七・四五	七・〇五	六・六五	六・八五	六・八五
サントス(一ポンド)	六・一五	六・九五	七・三五	七・五五	七・一五	六・七五	六・九五	六・九五
コーヒー(一ポンド)	四・九	六・一	六・七	五・六	五・四	五・八	五・六	五・六
パヒア・ココ	二・九・九〇	三・五・五〇	四・六・一五	三・七	三・三	三・一	三・一	三・一
砂糖	七・七〇	八・八五	八・六五	八・五五	八・五五	八・五五	八・五五	八・五五
バター(一)	五・九	六・七	六・一	五・七	五・七	五・八	五・九	五・九
ラード(一)	一・七〇	一・七二	一・七七	一・二九	一・二九	一・二九	一・二九	一・二九
金	四九・九四	六一・二五	五〇・一六	五五・一六	五七・六六	五九・六六	五九・六六	五九・六六
銑鉄(一ト)	四九・九四	六一・二五	五〇・一六	五五・一六	五七・六六	五九・六六	五九・六六	五九・六六
ピレット(一)	五三	六二	六四	六四	六八・五〇	六八・五〇	六八・五〇	六八・五〇
屑鉄(一)	四二	三四	三五	四一	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇
電気銅(一ポンド)	二・二	一・三	三〇	三六	三六	四三	四三	四三

アルミニウム(七ポンド)	一七%	二二%	二二・二〇	二二・二〇	二四・四〇	二四・四〇
アンチモニー(一〇ポンド)	二六・二八	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三四・九七	三四・九七
鉛(一〇ポンド)	一一	一三%	一四%	一五	一五	一五%
水銀(七六ポンド)	七五	一八五	三三五	二七八	二六〇	二七〇
亜鉛(七ポンド)	一五・七二	一〇%	一一%	一二%	一一	一三%
海峽錫(一ポンド)	〇・七八%	〇・八四%	〇・九三%	〇・九五%	〇・九七%	〇・九六%
綿花(七ポンド)	二四・七九	三三・五五	三五・五〇	三四・七五	三四・七五	三三・五〇
プリント(七ポンド)	一五%	一五%	一四	一三%	一四	一四%
その他						
ゴム(七ポンド)	三一%	二二%	二四%	三七	四四%	四七
皮革(一ポンド)	二五%	一六%	一三%	一四%	一二%	一三%
原油(一バレル)	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六	二・七八	二・七六
株式市場						
工業株(三〇種平均)	二〇九・〇八	二六四・〇四	三六〇・四六	四五一・三八	四六五・八五	四六八・一八
鉄道株(二〇種平均)	五二・二四	九三・九〇	一一五・一八	一六〇・九五	一五八・一九	一五七・二四
公共株(一五種平均)	五〇・六四	四九・四八	六一・〇四	六四・三四	六六・五九	六六・一〇

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(一) 農業政策の動向

好況の米国内経済にあつて農業部門はなお好転の兆をみせるに至らず、農民受取価格指数(一九一〇—一九四一)は八月中央(三三三)前年同期比六%減、一九五一年比二三%減、農業純所得は第二四半期(四—六月)年率一〇億ドル(前年同期比五%減、一九五一年比二六%減)と何れも引続き低下傾向を示しているが、

更に本年の農業生産は九月上旬現在前年比三%増と予想されており、在庫の累増、支持価格の低下を考慮すれば、輸出に大幅の変化なき限り、明年にも依然として好転を期待しえないごとくである。

かかる農業部門の動向に対し、明秋の大統領選挙における農民の態度を懸念して、与野党間では漸く農業政策についての論議が活潑化しており、例えば民主党

側の見解として基本農産物の九〇%価格支持復帰案(パトラー同党全国委員長提案)或は農産物を市価で売却せしめた後に農民に対し一定額までの補助金を支払う方式の提案等が伝えられている。

これらの動きに対し現政府ではニクソン副大統領が「われわれは農民が史上最高の繁栄裡にあつてその公正な分前に預つていと信ずるものではなく、この不平等を是正すべきあらゆる対策を引続き検討する」旨明らかにしたが、月央ベンソン農務長官は記者会見において、農業問題を政争の具とすることに反対し、農業部内は現在基本的には健全な状態にあるとの固い信念を披瀝するとともに、なお現在の諸困難緩和のために若干の新計画を考慮しつつある旨明らかにした。伝えられるところによればこれらの新計画は三〇年代におけるごとき作付棉花の破壊、仔豚の屠殺等の急激な手段に訴えるものではなく、例えば政府による農地借上計画のごとく政府が四〇百万エーカーに上る余剰農地を借上げこれを休閑せしめて生産を制限する一方、借地料として年間約五億ドルを農民に支払う方式等が検討されているといわれる。

なお本年六月末に終る一年間の農産物輸出は三一・四億ドルと前年同期に比し七・五%の増大を記録したが、かかる改善の主要な要因として現政府の積極的輸出促進策が挙げられており、これを反映して、年間余剰農産物処理計画をはじめとする政府資金の使用に裏付けられた輸出は総額の約三〇%(前年同期二四%)に上つたと指摘されている。

四、西欧諸国

(一) 英国——ポンド相場小康と国内経済情勢

金ドル準備は左の如く九月中一一二百万ドルと前月を上廻る減少を示し、月末残高は二、三四五百万ドルとなつた。右の如き金ドル準備の大幅減少は対E P U金ドル支払率が月初に支払われた八月份決済額から七五%に引上げられ、対E P U支払額が巨額に上つたほか、小麦、綿花、煙草などのドル物資の季節的輸入期に當つたこと、濠州、ニュージーランドなどスターリング地域の国際収支が悪化を続けていること、および月初ポンド切下の噂が止まず、平衡基金が引続きポンド相場の買支えを行つたことなどによるものとみられる。しかし九月中の金ドル

準備の減少は略々前半月で止り、月央IMF総会に於てパトラー蔵相が為替レートの切下げ乃至マージン拡大の噂を否定して以来、金ドル準備は概ね保合状態を示したと伝えられる。

金ドル準備の増減

(単位 百万ドル)

	米國援助	対E P U	対E P U 以外地域	E P U 債務返済	計	月末残高
八月中	(+)	(-)	(-)	(-)	(-)	二、四七
九月中	(+)	(-)	(-)	(-)	(-)	二、三三
前年同月中	(+)	(-)	(-)	(-)	(-)	二、九〇

(註) カナダに対する借款返済八百萬ドルを含む。

八月中のポンド相場の軟調は九月初めまで続いたが、その後対欧州レートが著しい回復を示し、対ドルレートも直物、振替可能ポンドを通じ九月中ほぼ保合状態を示した。八月二十七日行われたイーデン首相の演説は政府が新たな信用引締措置を決定しているのではないかと市場の観測を生み、九月一日には公定歩合の再引上が噂されたことが月初に於けるポンド相場軟調の原因となつたが、五日の閣議において各種の新経済対策が検討された結果追加措置を必要とせずとの決定に達したと伝えられ、特に前述のIMF総会におけるパトラー蔵相の演説後、ポンドに対する信頼も漸く回復に向つた。この間平衡基金は月初まで引続き大規模な買支えを行つたが、九月中の買支えは七月及び八月に比較し少なかつたと伝えられている。かくの如くポンド相場が強調に転ずる兆候を示しているのは従来ポンド下落の見透しにポンドの購入を極力延期していた海外輸入業者が購入に転じたためであるが、特に欧州通貨に対し強調を示しているのは大陸への旅行シーズンが終り欧州通貨への需要が減少したこと、ポンド切下の噂が従来主として欧州の金融中心地に於て流布されていたことによるものである。フィナンシャル・タイムズ(九月十七日)はかかるポンド相場の持直しに対し、「スターリングの差迫つた困難は終り、政府は英本国及びスターリング地域の更に根本的な貿易収支問題解決に努力を集中しようになつた」と評している。

ポンド相場場の推移

	上下の限度	九月一日	九月二十一日	九月三十日
ニューヨーク 公認直物	二・七八一・二・八二	二・七八一・二・七八	二・七八一・二・七八	二・七八一・二・七八
振替可能ポンド		二・七六一・二・七六	二・七六一・二・七六	二・七六一・二・七六
ロンドン	九七二・六一九八七・三	九七二・六一九八七・三	九七二・六一九八七・三	九七二・六一九八七・三
フランス・フラン	一三八・九五一一四一・〇五	一三八・九五一一四一・〇五	一三八・九五一一四一・〇五	一三八・九五一一四一・〇五
ベルギー・フラン	一〇・五六一一〇・七二	一〇・五六一一〇・七二	一〇・五六一一〇・七二	一〇・五六一一〇・七二
オランダ・ギルダー	一一・六八一・一・六九	一一・六八一・一・六九	一一・六八一・一・六九	一一・六八一・一・六九
西独・マルク				

なお英蘭銀行は五日スターリング地域非居住者間の封鎖スターリング勘定(証券ポンド)及びスターリング通貨建証券に関する取引制限の緩和を発表したがその内容は次の如くである。

- (1) 非居住者が封鎖スターリング勘定で投資し得る証券の取得から全額又は一部償還までの期間を「五年以上」に引下げた(従前は「十年以上」)。
- (2) ドル地域以外の非居住者が所有する封鎖スターリング勘定をドル地域の非居住者の勘定に振替えることを許可した(従来非ドル地域居住者間及びドル地域から非ドル地域への振替のみが自由であった)。
- (3) 公認受託者(authorized depositories)を通じスターリング通貨建証券をドル地域以外の非居住者名義からドル地域の非居住者名義への移転を認められた。
- (4) 公認受託者が所有者又は代理人の指図に従い非居住者名義のスターリング通貨建無記名有価証券(bearer securities)を輸出することが認められた。

今回の改正は封鎖スターリング勘定及びスターリング通貨建証券取引の自由化により英国証券取引の拡大を意図したことは明らかである。しかしかかる自由化によつて封鎖スターリング勘定及びスターリング通貨建証券が非ドル地域からドル地域に振替られた場合ドルによる元利支払が増加するわけで、金ドル準備減少の折柄何故かかる措置が行われたか明らかでないが、非ドル地域の英国証券保有者が大部分大陸諸国居住者であり、既にEPUの金ドル決済率が七五%に引上げ

られた結果、右ドル払いの増加も比較的僅少となつたことが考慮されたものと見られる。

八月中の貿易収支は次表の如く七月に較べ輸出が著増を示したため、七月に比し大幅の改善をみた。しかし貿易収支の赤字はなお昨年同月を上廻つてゐる。八月の輸出は例年夏季休暇の影響により減少をみるのが通例であるが、本年の輸出増加は六月の港湾ストにより生じた輸出滞貨の積出しが軌道に乗り始めたことを示している。一方輸入は七月に較べ増加額は僅少に止つたが、なお金融引締の効果が輸入需要の面に現れていないことを示しており、結局本年一―八月の輸出が昨年同期比五%の増加を示しているのに対し、輸入増加は一六%に達している。商務省は八月の貿易収支につき貿易の基調を評価することはなお困難である旨指摘しているが、港湾ストの反動としての輸出増加は昨年十月のストライキの例に拠つてもなお数カ月続き、また今後国内信用引締政策が国内需要の抑制に効果を挙げることと予測されるので、今後の貿易収支は好転を示すものとみられる。なお八月の交易条件(一九五四年一一〇〇)は輸出価格指数が金属、繊維その他の下落により一ポイント低下したのに対し、輸入価格指数はゴム、銅の上昇が食糧の下落により相殺されたため保合を示し、結局交易条件指数は一〇〇と七月に較べ一ポイント悪化した。七月を除き過去一年間の最良の交易条件となつてゐる。

英国の貿易収支

(単位 百万ポンド)

	輸出 (f o b)		輸入 (c i f)		入 超	
	本年	昨年	本年	昨年	本年	昨年
七月	二三三・〇	二五六・二	三三八・八	二八九・七	一〇七・八	三三三・五
八月	二七四・二	二二四・一	三四二・三	二六六・八	六八・一	五二・七
八月	一、九五四・一	一、八六九・二	二、五八一・八	一、二二八・〇	六二七・七	三五八・八

国内経済のインフレーション傾向は、引続き超完全雇用状態に於ける生産の高水準、物価の上昇傾向、旺盛な資本投資及び消費需要の面にみられるが、一方七月末強化された信用抑制政策が住宅建設を中心とする建設業、自動車をはじめとする賦払購入などに徐々にその効果を現わし始め注目される。鉱工業生産は夏季休暇の影響で前月に引き続き低下をみたが、鉄鋼、自動車、機械設備、化学製品及び紙の増加を主因に高水準を続け、鉱工業生産指数(一九四八年=一〇〇)は一八・一一九(暫定)と昨年同月を五%方上廻つた。しかし労働力及び鉄鋼の不足から生産の上昇率は若干鈍化の傾向がみられ、対前年比生産上昇率は一・六月の五・八%から七月八月には四・一%と若干の低下をみている。七月末の民間雇用数は二二・九五〇千人と平時に於ける最高記録を示現、八月の失業者二〇〇千人と前月に比べ季節的に若干の増加をみたが、求人数は四七三千人(失業率の二・四倍)と一九五一年八月以来の最高水準にあり労働力の不足は依然深刻である。八月の卸売物価指数(一九三八年=一〇〇)は前月に比べ〇・四ポイント上昇三三・八・三を示し、小売物価指数(一九四七年六月十七日=一〇〇)は馬鈴薯等の季節的値下りのため前月比一ポイント低落し一四九を示したが、なお年初の水準を三ポイント上廻る等、本年六月以降の物価の上昇ないし高水準は注目に価する。設備投資需要も依然増加を続けており、新工場建設の増加と共に工作機械に対する注文の増加が指摘される。工作機械の受注残高は六月末九一・六百万ポンドに達しているが、このうち海外からの受注残高は二〇・九百万ポンドと前年同期比八・九%の増加に対し、国内需要によるもの七〇・七百万ポンドと三八・一%の著増を示している。しかし反面建設業は金融引締政策の影響を受け始め、特に小

規模業者はここ数カ月来住宅建設資金の調達に困難を感じつつあつたが、最近では大規模業者間にも建設契約を拒否せざるを得ない例を生じている。又賦払購入の規制は自動車等に顕著であり、八月の賦払購入契約は季節的影響もあつたが、六五、一八一台と前月比二六%を減少、これは過去二年來初めての減少である。賃金の高水準は依然変わらず八月の賃金率(一九四七年=一〇〇)は前月と同じ一五三を示したが、月初開かれた労働組合会議(Trade Union Congress)の大会における次の決議に示される如く労働組合自体の中に極端な賃上げ及び労働条件改善要求の自粛、国民経済に悪影響を及ぼすストライキの事前防止の努力がみられ、従来に比し穏健な動きが注目されている。

(1) T U C の評議会 (General Council) に対し争議が暗礁に乗上げる前に干渉権限を認める決議を四、八四二票対三、〇三九票を以て可決。但し評議会の干渉は二組合間に紛争を生じた場合、又は組合同間の紛争が争議の主因をなしている場合に限られ、経営者と組合の間の通常の争議には干渉しないものとされている。

(2) 共産系の電気労組 (Electrical Trade Union) の主唱するいかなる形式の賃金抑制にも反対するとの決議を五、三四六票対二、六九九票で否決し、賃金政策の決定を各組合に委任する修正案を可決した。

(3) 鍛冶工組合の主張する四〇時間労働制と時間外労働の削除のため強力な闘争を要求する決議を四、三〇三票対三、六六四票で否決。

しかし年末に向い各労働組合は新賃金引上げ要求を検討中であり、本年上半期の賃上げ総額年間二一八百万ポンドに対し下半期の要求額は三〇〇百万ポンドに

達すると推定され(五三年及び五四年の賃上総額は夫々二二六百万ポンド及び一八二百万ポンド)、労働事情は依然樂觀を許さぬものがある。

金融引締政策は金融面に於ては可成りの成果を収めつつある。ロンドン手形交換所加盟銀行十行(ナショナル・バンクを除く)の九月に於ける貸出残高は一、九四六百万ポンドと前月に比べ更に一二四百万ポンド減少し本年一月以来の最低を記録した。七月初め以来の貸出減少額は二〇五百万ポンドに及んでいるが、このうち国有産業の銀行借入減少額を除いた一般民間貸出の減少額は六〇百万ポンド乃至七〇百万ポンドと推定され、銀行の削減目標(年末まで一般貸出残高の一〇%、約二億ドル)の三分の一程度を達成したことになる。加盟銀行の預金は引続き減少(前月比六二百万ポンド減)しているが、明年一月の納税期に備えて流動性を高める必要があるため銀行は現金及び大蔵省証券の保有を増加(前月比二〇百万ポンド及び五三百万ポンド増)しており、これが右の如き貸出の減少を齎した。

金融市場に於ても金利は引続き上昇しており、月初二日の大蔵省証券の入札から割引業者の「シンディケート」は入札レートを $\frac{7}{8}$ %方引上げ $\frac{4}{8}$ %としたにも拘らず金融市場の逼迫から十六日の入札に於ける「シンディケート」の割当は発行額の八〇%と近来にない高率を示し注目を惹いた。一流商業手形(三ヶ月)割引利率も月初の引上げに続き十六日から $\frac{7}{8}$ %方引上げられ $\frac{5}{8}$ % $\frac{5}{8}$ %となったが、銀行貸出の抑制のため割引市場における資金需要が増加傾向を辿る一方、引受業者(acceptance house)は銀行融資を拒絶された手形の引受を行わない方針を堅持しているため、一般商業手形の出廻りが特に増大している。このため最近の短期金利の上昇は大蔵省証券、銀行引受手形に比較し商業手形に著しい。

証券市場に於ても設備投資の旺盛を反映し社債発行が増加しているが、企業は漸次新規資本発行による資金調達に困難を感じつつある。社債の利率及び売出価格が投資者にとって有利に決定された場合にも金利の上昇により募集期間中にも市場の実勢から遊離する傾向にあり、引受業者(Underwriter)は市況の好転するまで新規発行社債を保有するか、又は割引価格での売却を余儀なくされること(屢々ある)と伝えられる。

政府はかかる長短両金融市場の情勢に即応し六月公共事業融資局の地方政府に

対する貸付利率を再び引上げ期間五年以内のもの四 $\frac{4}{8}$ %(従来四 $\frac{3}{8}$ %)、五年以上のもの五 $\frac{5}{8}$ %(従来四 $\frac{3}{8}$ %)と決定したが、十月には納税準備証券の利率を従来の一 $\frac{1}{8}$ %から二 $\frac{1}{8}$ %に引上げた。

以上の如く英国經濟の資本設備投資は依然旺盛であり、物価及び賃金の上昇傾向にみられるインフレ傾向は根強いものがあるが、反面ポンド相場の小康維持、交易条件の改善等若干好転の兆もみられる。今後金融引締政策が国内需要の抑制、国際収支の改善に寄与するとしても、金ドル準備は十月の対EPU支払八〇百万ドル、十二月の米加借款返済一九〇百万ドルがあり、又海外スターリング地域の国際収支の悪化から年末までに大幅な減少が予想され、この面から英国經濟の前途は樂觀を許さない。パトラー蔵相は前述のIMF総会に於ける演説中「公共支出の全分野につき検討を加える」旨言及したが、公定歩合の再引上が財政及び国際収支に対する負担を増大し、又輸入制限措置が対外信用を損うため難点があり、軍事費、海外支出及び補助金の削除、資本支出の繰延べ等、財政支出の削減措置が採られると見る見透しが強い。

- (一) フランス——市中中期金利引下げと貿易正常化措置
- (1) 市中中期金利の引下げ

フラムラン蔵相は九月三日ストラスブルグの欧州見本市で演説、①国民金融基金庫の長期貸付金利を従来七 $\frac{7}{8}$ %から六 $\frac{5}{8}$ %へ引下げること ②中期信用動員手形の市中割引最低レートを同様六 $\frac{1}{8}$ %から五 $\frac{5}{8}$ %へ〇 $\frac{2}{8}$ %方引下げることの二措置を発表した。フランスにおける物価の國際的割高の原因は多々あるが、金利負担の過大もその一因となつてゐることは従来から屢々指摘された処であり、據のポワサル委員会の答申でも金利引下げの努力が要望されたこと等に鑑み特に割高と見られた中長期金利引下げが計られたものである。中期信用動員手形割引率の引下げは昨年十月の〇 $\frac{5}{8}$ %引下げに引続く措置で、これは先月の月報でも報告した如く、政府の一貫した金利引下げ政策の現れと見られ、最近における各國の金利引上げ傾向と対比して注目されている。なお国民金融基金庫貸付に關しては今回の金利引下げと同時に従来同基金庫の貸付は一企業当り一五〇百万フランの最高限度制限が設けられていたのを廢止し、また特に國民經濟上重要な

企業の所要資金については国庫が一部保証を行い貸付の順便を計ることとなつた。以上の如く企業の中長期金利負担の軽減と共に資金供給の量的規制も或る程度緩和されることとなつている点は後述の資本発行制限の撤廃と共に最近の拡大政策の推進と関連して政府の金融政策の一端を示すものと見られる。

(2) 資本発行制限の撤廃

フラムラン蔵相の前記演説によれば更に今回起債計画に対する事前許可制が廃止され、株式・社債の発行は所定の届出制を残すのみとなり発行自体については全く自由となつたことが明らかにされた。

フランスにおける資本発行制限は一九四一年八月六日附法律により実施され、其後一九四六年十二月二十三日附法律により承継されて現在に至つてゐる。この制度は戦時中並びに戦後における資本不足の状況下にあつて貯蓄(長期)資金配分の適正化を図ると共に国庫並びに国有企業の資金需要を賄うことを目的としたもので、当初は増資・起債その他二五百万フランを超える一切の資本発行につき事前許可を必要としたが、昨年中に二回の緩和措置(註)を経て遂に今回の撤廃となつたものである。

(註) 一九五四年一月二十八日の改正——次の計画に対する事前許可制の免除

A 株式の発行

イ、資本金一億フラン以内の株式会社の設立又は変更

ロ、現物出資による増資(金額無制限)

ハ、一億フランを超える現金出資による増資

ニ、内部留保または利益金繰入による増資(金額無制限)

(但しこの場合無償交付株の額面は五、〇〇〇フランを下ることを得ない)

一九五五年上半期有価証券発行状況

民間資金 (内、政府及び公共団体外出資又は引受)	一九五五年上半期	一九五四年上半期	比較増減
	一五四、八六二 (六、一〇二)	一五三、五〇七 (五、二七一)	一、三五五 (八三一)

(単位 百万フラン)

B 起債

一億フラン以内の起債計画、但し五〇百万フランを超える場合は起債予定日について大蔵大臣の事前承認を必要とする。

一九五四年十月十四日の改正——次の計画に対する事前許可制免除範囲の拡大

株式の発行……イ 株式会社の設立、変更

ロ 現金出資による増資。

但し、いずれの場合も一億フラン以上の発行計画については発行予定日を事前に届出でなければならぬ。(この結果株式の発行に対する制限は実質的に撤廃された)

今回の資本発行制限撤廃を可能ならしめるに至つた事情は昨春来顕著となつた貯蓄増大傾向であり、こうした貯蓄資金は投資対象を求めて証券市場に流入し株価の上昇と起債市場の活況をもたらした。パリ証券取引所市場二九五銘柄の平均株価指数(一九四九・一〇〇)は九月三一六(暫定)と昨年同月の二三四を三五%上廻つており、この程発表された本年上半期の有価証券発行状況は次表の如く、社債は国有企業の起債が減少したため総計では昨年同期を下廻つてゐるが、私企業の起債総額二五四億フランは株式発行総額六七四億フランと共に昨年同期の二倍を超えており、また九月十二日発行された国有鉄道債(五・五%利付、一五年債、額面一千万フラン、発行価格九、九〇〇フラン)は僅か六日間で一五〇億フランの満額に達した。かかる現状においては従来の資本発行制限は無意味、かつ有害なものとしてその撤廃を求める声が強かつたのも当然であり、今回の措置もこうした要請に応じて更に貯蓄の増大を促進せんとしたものと判断される。

株 式	六七、四七五	三一、七七八	三六、六九七
(内、政府及び公共団体出資)	(五、八八七)	(三、一二九)	(二、七五八)
社 債	八七、三八七	一一、七二九	(一、三四二)
(内、政府及び公共団体引受)	(二、一五)	(二、一四二)	(一、九二七)
私 企 業	二五、四四七	一一、一三七	一四、三二〇
(内、政府及び公共団体引受)	(二〇〇)	(一三五)	(六五)
国 有 企 業 其 他	六一、九四〇	一一〇、五九二	四八、六五二
(内、政府及び公共団体引受)	(一五)	(二、〇〇七)	一、九九二
財 政 資 金	九六、〇三三	四〇、二二一	五五、八一二
地 方 債	一〇、六〇五	七五五	九、八五〇
中 長 期 公 債	八五、四二八	三九、四六六	四五、九六二
合 計	二五〇、八九五	一九三、七二八	五七、一六七
(内、政府及び公共団体出資又は引受)	(六、一〇二)	(五、二七一)	(八三一)

(3) 輸入自由化率引上げと輸出補助の削減

八月の対EPU収支は加盟国中最大の黒字二・三百万ドルを記録し引続き好調を呈したが、通関統計による八月の対外貿易収支はドル及びポンド地域の逆調増から、一三〇億フランの赤字(前月黒字一五億フラン)となった。然し乍ら稍々長期的に年初来八カ月の収支尻を見れば入超は七〇三億フランと昨年同期間の入超一、三三三億フランに比較し、赤字は略々半減しており、こうした貿易の好転を裏付として政府は次の如き貿易正常化の二措置を決定した。

- (4) OEEC地域からの輸入自由化率七・五%へ引上げ——従来七五%であったがOEEC地域輸入自由化率は九月二日より七・五%に引上げられた。今回自由化リストに加えられたものは化学製品、硫黄、鉛等鉱物資源、セメント、肥料、毛皮、木製品、紙製品、綿糸、陶器、工業機械、オートバイ、電気機関車等極めて多品目にわたっているが、これらについては自由化と同時に一〇〜一五%の臨時特別輸入補償税を課し国内産業に及ぼす急激な影響を避ける措置が採られることとなった。政府は立遅れているフランスの輸入自由化率を漸次引上げる方針といわれる。

(4) 輸出補助の削減——九月一日付官報によれば政府は輸出振興対策として行

っている輸出商品に対する間接税払戻制度の払戻率を従来優先物資(加工度の高い最終製品)に対しては輸出インボイス価格の七・五%、その他は四・二%となつていたものを夫々五%、二・五%に引下げ、十二月一日通関分から実施することとなった。

この輸出補助措置は一九五二年二月、輸出業者に対し従業員の分として支払った社会保障負担額および俸給に対する課税の五%の払戻制度と共に制定されたもので、当初は輸出商品に対する生産税および取引高税の三分の二を払戻すこととされたが、一九五三年一月払戻率を輸出インボイス価格比例制とし、優先物資八・七二%、その他商品五・四五%に改正、更に昨年六月の改正で夫々七・五%、四・二%に引下げられ今日に至つたものである。政府としては輸出力の増強を図り漸次補助率を引下げの方針を採っており今回の引下げも最近の貿易収支の好転を裏付とし、他面財政負担の軽減を目的として決定されたもので、右決定による財政負担の軽減は本年度分三億フラン、来年度は一二三億フランと見積られている。然し乍ら北部フランス人民共和派議員団は、今回の輸出補助削減は北フランス繊維工業の輸出に大打撃を与え、これにより二五%程度の生産減少と、約一万人の失業者を生ずる結果になるうとして新措置の撤回を要求し、またルーバイ

クス商工会議所も繊維工業に対しては特に旧払戻率の適用を主張する等輸出不振に喘ぐ繊維工業界は今回の輸出補助削減には強い反対を表明しており、なお今後

八月の地域別貿易収支

	ドル地域	ポンド地域	OECE地域 (除ポンド地域)	その他	計
輸 入	一八、一二九	三四、九二八	三五、五六二	一一、三二九	一〇〇、九四八
(前 年 同 月)	(一一、六三九)	(三三、二六四)	(二五、五四七)	(一一、〇〇八)	(八三、四五八)
輸 出	八、九五六	一五、七四二	四四、五〇九	一八、六四四	八七、八五一
(前 年 同 月)	(七、七四七)	(二二、九三四)	(三九、九三一)	(一五、四九一)	(七六、一〇三)
入 出 超	(-) 九、一七三	(-) 一九、一八六	八、九四七	六、三二五	(-) 一三、〇九七
(前 年 同 月)	(-) 四、八九二	(-) 二〇、三三〇	(一四、三八四)	(三、四八三)	(-) 七、三五五

(単位 百万フラン)

最近の対EPUポジション

	六 月	七 月	八 月
通常取引による対EPU 債権債務	(+) 三・七	(+) 二・四	(+) 三・三
通常取引による月中ポジ ション移動	〇	〇	〇
長期債内入に伴うポジ ション移動	(+) 四・二	(+) 四・二	(+) 八・三
月 末 累 積 債 務	(-) 二九七・七	(-) 二九三・六	(-) 五七九・〇

(註) (1) EPUからのクレジット供与額に対する利子支払二・六百万ドルを含む。

(2) 八月一日以降EPU金ドル決済比率は五〇%から七五%に引上げられたのに伴い、八月以降の月末累積債務は七月末の累積債務の倍額に月中ポジション移動を加減したものとなる。なおクォーターおよび追加割当額も一、二四八百万ドル、九一百万ドルと夫々従来の倍額に改められた。

(4) 賃上げ争議の盛行と一般経済情勢

かねてから賃上げ要求を続け、八月一日には遂に過激分子と警官隊との衝突事件まで惹き起した北西部フランス、サン・ナゼール港のペノエ造船所の労働争議は漸く八月十六日に至り二二%の賃上げで妥結を見た。同造船所の賃銀水準は一般の水準に比しかなり低く調整の必要が認められていた矢先でもあり、今回の争

に問題を残している。

議も必ずしも不当なものではないとされているが、この争議は直ちに隣接ナント

の各造船所に波及、更に同地方のゼネストに発展、偶々十月の賃銀改訂期を控え、一般に賃銀問題の関心が高まっていた時であり、またこれに乗じてC・G・T(共産系総同盟)の「サン・ナゼールに続け」の政治的策動も手伝って各地の賃上げ争議を刺激する結果となった。即ち本月に入り夏期休暇明けと共に石炭、石油、鉄鋼、自動車工業、百貨店組合等各産業部門に及び、十二日パリ地下鉄、十五日バス、二十二日には国鉄機関士ストと賃上げ争議は今や全国的に拡大している。

今回の労働争議の主たる原因は一般的には労働組合側が最近の生産増加に対応した利益の分前を要求していることにあるが、前記ペノエ造船所の二二%の賃上げは寧ろ例外的な高率と見られており、各労組の要求ないし妥結条件を見ると、例えばルノー自動車工場では①三%の賃上げ(本年初頭から計七%の賃上げとなり、昨年、一昨年の年間賃上げ率と同様となる)②一九五六年および五七年における技術進歩を予測し、各年四%の賃上げを保障することとし、その他附随条項として三週間年次有給休暇、祝祭日休業、病氣、傷害による不就業日の有給制、一九五六年一月以降二年間ストまたはロックアウトは止むを得ざる場合の外は行わないこと等を定めている(九月十五日妥結)。また石油工業連組合は①十月一日より五%賃上げ②来年一月より更に二%引上げを要求二日妥結を見、パリ交通公

社組合は①九月一日から五%引上げ②一九五六年一月から生産性向上を考慮に入れ漸次引上げを要求している。さらにサンテチイエンヌ鉱山労働組合は①九月より五%②来年一月より八%の賃上げを要求し、またC・G・T系官吏は生産性向上に応じた賃銀を今後二年間にわたり保障することなど一般には現在迄の生産増加分として三〜五%程度の賃上げならびに今後の生産増を見越した賃上げ保障条項の制定を要求し、経済の拡大が当分続くとの見透しに立っている点が注目される。こうした賃上げ攻勢の拡大に対し経営者側は賃銀はここ数年来上昇を続け、これに対し企業者側にとつては法人税率引上げ、社会保障費負担の増加、利潤率の低下等から賃上げの余力は殆んどないとしているが、前述の如く一部争議は或程度の賃上げ承認により既に解決を見ており、ル・モンド誌も甚の国民経済計算委員会による本年度賃銀水準上昇予想七%に照し、現状程度の賃上げ要求ならば、大した攪乱要因とはならぬであろうと観測している。しかし政府としてはこうした賃上げ運動の拡大による一般的賃銀水準の上昇がインフレ要因となる点を特に懸念し、政府の手による法定最低保証賃銀の改定等による画一的賃上げ措置はこれを避ける方針の模様である。また当面の対策については関係閣僚委員会を設け、検討を進めているが、二十一日フオール首相は自らラジオを通じて全国に呼掛け、勤労階級の購買力増加はかねてから政府の願うところであり、賃銀水準の上昇は望ましいことではあるが、それは飽く迄物価の安定と企業の健全経営を害さぬ範囲で行われなければならないとし、労資双方の良識のある態度による政府の経済拡大政策への協力を要望した。

最近の一般経済情勢として生産は夏期休暇の関係上例年通り八月は更に低下、七、八月の鉱工業生産指数平均一四八・五は上半期平均一七一・〇に比し一三・二%低下(昨年一一・八%)を示しているが、対昨年同期比では上半期平均一〇・八%増に引続き七、八月平均も一〇・四%増を示し基調としては大きな変化は認められない。又前述の賃上げ運動の一般化も長期的ストの段階に進んでいるものは少く、今のところ生産への影響は比較的軽微と見られ、九月の生産は季節的下降から回復し例月の水準に復帰するものと見られている。一方物価の面では卸売物価指数は七月以来微騰傾向に転じたが、九月に入つても引続く銅価格の高騰

(一キロ当り三八〇フラン)、鉛の昨年十月以来の高値不現(一キロ当り一一九フラン)等があり卸・小売指数何れも騰勢を示し今後の動向が注目されている。

最近の物価生産並びに雇備状況

	七月	八月	九月	昨年九月
卸売物価指数(一九四九年=100)	一四四・〇	一四三・九	一四三・五	一四三・六
小売物価指数(一九四九年=100)	一四三・二	一四三・〇	一四四・一	一四三・六
鉱工業生産指数(一九三八年=100)	一六四・〇	*一三三・〇	—	一五七・〇
失業保険受給者数(単位=千人)	五〇・六	四四・八	四三・九	(八月) 三二・〇 四八・四

* 暫定指数

(二) 西ドイツ——景気の動向・ドイツ銀行承継銀行の合併準備措置

一、景気の動向

(1) 景気の現状——レンダー・バンクはその八月報で西ドイツ経済の現状を分析し、「西独経済全体としては需給の均衡が保たれ一般物価水準は安定し(註1)満足すべき状態にあるが、賃金及び生産者価格の上昇、価格上昇に対する消費者の抵抗の減少等将来の物価の気配(Das Preisklima)を懸念させる徴候が認められる。また建築部門には景気の行過ぎが見られ、石炭不足は深刻化し労働力供給も逼迫しており現状に於ては経済拡張を更に推進するよりは従来の成果を確保することが望ましい」と述べており、同月の経済省の月報も同行の見解を全面的に肯定している。総じて最近の経済界には景気行過ぎに対する警戒氣運が濃化、新聞論調等も従来の楽観調を概ね払拭、従来強気筋を代表していたエルハルト経済相すら「事態は好ましくならぬ方向に向いつつあるやに思われる(Die Dinge scheinen etwas aus Fugen gehen zu wollen)」と警告している点が注目される。即ち茲許二年来上昇を辿つて来た建築活動も漸く能力の限界に達し、コストの上昇と需給関係の逼迫を映じて建築費は年初来一〇%方上昇、労働力不足の激化もあつて賃金、価格スパイラルの危険が指摘されており、更に石炭部門では全般的工業活動の上昇、特に建築活動の活況に依つて、出炭量の増加・輸出品の減少(註2)にも拘らず輸入量は大幅に増加、特に米炭

中央銀行		市中金融機関				摘要				
貸出	支払準備預金	短期貸出	大蔵省証券	中長期貸出	有価証券	合計	貯蓄預金	定期預金	長期受入金	合計
(+)	(+)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
二〇九	三三九	一〇九	二六〇	九一六	四一四	一、二六三	一〇三	六五	三三	七二二
(-)	(-)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
四四一	一一一	一〇九	二二	九二四	一五二	一、一三四	二七	二〇一	二六八	二二五
(-)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
二〇六	一〇	六二	五〇	二九三	二四	四〇五	一七	二〇一	二六八	二二五
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
五三	五〇	三三	三三	三五	三五	三五	一〇三	九七	六三	三三
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
一七	一一	一七	一一	七五	七五	七五	二〇一	九七	六三	三三
(-)	(-)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
二五	五二	二二	二二	四二	四二	四二	二〇一	九七	六三	三三
(-)	(-)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
二五	五二	二二	二二	四二	四二	四二	二〇一	九七	六三	三三

輸入増(註2)に依るコスト上昇が懸念されている。一方労働力供給面でも八月の失業は五二千人(九月は四九五千人となつた)と更に低下、政府の職業紹介・労働力移動に依る労働力増加対策も略々限界に達したものと見られ、既に一部にプレミアム付労働紹介、高賃金を求める労働者の職業変更(註3)等が指摘されており、労働者の賃上攻勢の激化、収益増加に依る企業家の賃金攻勢に対する妥協的態度と相俟つて雇賃金情勢の先行きが懸念されている。

(2) 金融引締政策の効果——八月三日の公定歩合及び支払準備率引上げの効果については実施後日も浅く且要資五億マルクに及ぶ支払準備率引上げが九月以降実施のため未だ判断を下し得る段階にないが、現在の処短期金融市場への影響は殆んど見られず、資本市場に於て金融筋の売放しから相場下落(一九五三年発行五%利付負担平衡基金公債相場、八月一日一〇三、九月二十三日一〇〇)が見られ、特に八月中堅調を持した株式相場が九月九日売方の殺到から数カ月振りに反落、三一六ポイント方下落した点が注目される。株式相場の下落は基

調の変化を意味するものではなく十日の法人税、申告所得税の納期を控えて要資調達(四〇億マルクと推定)のため売物が増加したためとされており、従来内外筋から買進まれていた電気・鉄鋼・化学株が下落した反面、合同・増資期待のあるものもあるが未だ警戒気分が濃く将来の動向は今後のレンダー・バンクの態度如何にかかっていると見る向が多い。銀行貸出の趨勢は次表に示す通り、投資需要の旺盛を映じてきたる変化を見せていないが、有価証券投資の増勢は鈍化しており、一方貯蓄預金の準備率引上げに依り従来コールに運用されていた貯蓄銀行、振替中央機関筋の余資が引揚げられるため今後商業銀行筋の貸出余力は相当減殺されるものと見られる。しかしながら現在の景気上昇に対してレンダー・バンクの措置が果して十全なりや否やについては一般に懐疑的で再度の引締措置を予想する向が多く、株式市場の低迷もこれに基因するといわれている。

(資料) レンダー・バンク月報、単位 百万マルク

(3) 政府のインフレ抑制策——政府も物価の動向に深甚な注意を払い中央銀行理事会議長、労働組合、企業家代表を交えて経済情勢を検討し労使双方の自粛を要望しているが、特にエルハルトは各業界との会合を主宰し見本市に出席して企業の合理化と公正競争に依るコスト切下げを要望する等東奔西走の活躍を見せている。目下の処政府の努力は業者・企業家・労働者に対する政府の物価賃金政策への協力要望という線に沿って進められており、既に一部小売業者の価格引下げ等或程度の成果を挙げた面もあるが、労賃、基礎資材価格の値上り等に依り製造業者の協力は必ずしも望み難く、また依然賃金上昇が見られるため、かかる政策のみでは充分の成果は期待し難いとされている。

住宅建築については夙に景気行過ぎが指摘されていた部門でもあり、先月既に政府関係建築の繰延べが決定されたが、頃来の産業設備建築の活況に加え、鉄道建設等繰延べを許さぬ部門もあり且州、地方公共団体等が必ずしも政府決定に拘束されないため、その効果は疑問視されている。なお現在会計年度が四月から開始され政府建築が夏場以降に集中することから、会計法を改正し会計年度を暦年とすることも考慮されている模様であるが、実現には相当困難が予想される。

前述の諸措置に加え目下消費財価格の上昇を抑えるため(1)各人輸入 (Vollmann Einfuhr)並びに関税の引下げ及び(2)消費税の引下げ、また物価上昇を抑えるため(3)超過利得税の徴求等が考慮されている模様である。しかしながら各人輸入(註4)については現在の価格上昇が基礎資材・原材料に集中しており且各人輸入の対象となる物資が現在大半自由輸入物資で心理的効果は別として大きな成果は望み難いこと、また消費税引下げについては一応経済省、大蔵省の見解は一致したものの現在実施することについてはレンダー・バンクが難色を示しており、IFO経済研究所も現状における消費税引下げは価格低下よりも寧ろ投資促進の効果を有するとして反対していること等からいづれも実現には相当問題がある様と思われる。超過利得税 (Übergewinn-Abgabe) の徴求は今月末の経済閣僚会議で検討されることになっているが、好景気に依り不当に高い利潤(諸税及び超過利得税を控除した純収入が自己資本の七%以上と

なる場合にのみ超過利得税が賦課される)を得ている企業に対して超過利得税を課し、その収入を物価上昇に悩む年金、地代生活者への補助並びに住宅建築促進に充当することを骨子とするものである。なお前記閣僚会議では長期性貯蓄預金並びに、投資準備金に対する税法上の優遇も併せ検討される模様である。また労力不足解決のためのイタリヤ労働者の移入も来春実現の見込といわれる。

(4) 今後の問題——前述の如く現在迄のところ生計費は微騰(一九五四年七月から五五年七月迄上昇率二%)に止り八月には微落しているが、九月以降一リツトル当り五プエニツヒのミルク価格引上げもあり、家賃の一〇%—二〇%引上げと共に一・五%程度の生計費上昇は不可避と見られている。一方今月のハノーヴァー機械見本市の成約状況に見られる企業の投資意欲も合理化機械への需要を中心に依然底固く、既に納期六カ月—一年半の機械等相当成約を見ている点からも早急な景気沈滞は困難視され、資本市場の活況が銀行貸出引締の効果を相殺している点も指摘されている。経済界に於てレンダー・バンクの再引締を懸念する向が多いのはかかる事情を背景とするものと思われるが、いづれにせよ政府がOEECに提出した本年度の予想経済成長率(総国民所得増九%、工業生産増一三%—見積りは若干低目と言われ前者は一〇%後者は一四—五%となる)を既に達成している西独経済が完全雇傭下に於て今後も現在のテムポで発展を続けることは困難視され、先月既に三百万マルクの赤字(輸出二、〇〇二百万マルク、輸入二、〇三三百万マルク、国際収支に於ても七百万ドルの赤字)を記録した貿易収支も輸入増加期を迎えて黒字の減少を余儀なくされるものと思われる。

(註1) 一九五四年七月—五五年七月間卸売物価の上昇は二・六%、生計費上昇二%、七月—一一、八月—一一〇(一九五〇—一一〇〇)

(註2) 出炭量は五五上半期前年同期比三・四%増、八月の石炭輸出は前年同期比二四%減、石炭消費量は五五年第二・四半期前年同期比一二%増。石炭輸入は八月一・八百万トンと戦後最高、対前年同期比一五六%増、特に米炭輸入は八月七六一千トン(前年同期一三二千トン)と急増している。

(註3) 労働力不足の結果高賃金及び容易な労働を求めて労働移動が行われており、石炭業の就労者は四一七、七〇〇人(七月二二、七〇〇人)減少している。

(註4) 既に二年前消費財の物価引下げのために考慮された方法で各人に最高五〇マルクを限り郵便に依る消費物資の輸入を行わせんとするものである。当時不必要として実現を見なかつたが、本年四月再び取上げられその後立消えとなつていたものである。

二、ドイツ銀行承継銀行の合併準備措置

旧ドイツ銀行(註)承継銀行三行(北ドイツ銀行、南ドイツ銀行、ライン・ウエストファーレン銀行)は先月末の監査役会(Aufsichtsrat)で各行の利益及び損失金をプールし、各行がその資本金に比例する持分権を保持することを各行株主総会に議案として提出する旨決定したが、今月ライン・ウエストファーレン銀行はその株主総会で他の二行に先立つて本議題を満場一致で可決した。他の二行もこれに倣うものと見られている。本決議は本年一月一日に遡つて発効し三年間有効であるが、失効半年前に三行中いずれか一行から異議申立のない場合には更に二年間延長されることになつてゐる。同行役員(Vorstand)プラスマン(Dr. Clemens Plassmann)の説明に依れば本措置はドイツ銀行承継銀行の金融力を

ドイツ銀行承継銀行の主要勘定(一九五五年六月—Frankfurter Allgemeine 55-82)

銀行	摘要	預金	長期受入金	割引手形	貸付	長期貸付	有価証券	貸借対照表計
北ドイツ銀行		一、二二四	五三三	三二七	五一八	七七	一〇六	一、三三九
ライン・ウエストファーレン銀行		一、三〇二	一二七	七八二	一、〇三七	一七二	一六七	二、七四九
南ドイツ銀行		一、三三二	一八四	六七九	一、一一一	二〇二	二〇七	二、八〇八
ドイツ銀行承継銀行合計		五、七五四	三六四	一、七八八	二、六六六	四五一	四八〇	六、八九六
全銀行勘定中に占める比率		一〇・四%	二・二%	一八・八%	一一・五%	一・五%	八・六%	六・八%

強化し、分割に依る株主の損失を回避すると共に三行の共同の発展を確保し、再統合への基礎を固めるものとされておられ、一九五二年の大銀行法(Das Grossbank-Gesetz)の制約に依つて早急な統合が望み難いため暫定解決(Zwischenlösung)としてかかる措置が採用されたものと解されている。本措置を好感してドイツ銀行承継銀行の株式相場は九月末二五五・一六(八月初二四五・一九五三年一月五〇・六一・五)と堅調を持しており、経済界でも強力な銀行の出現を歓迎する向が多い。ドイツ銀行系の合同の動きに対して他の旧大銀行たるコメルツ銀行及びドレスデン銀行承継銀行の動向が注目されているが、コメルツ銀行承継銀行は目下かかる措置に倣う意志のない事を明にしておられ、ドレスデン銀行承継銀行は未だその意志を明らかにしていない。

(註) 一八七〇年一月二十二日資本金五百万ターレルを以て設立。一九二九年十月二十九日デイスコント・ゲゼルシャフト(die Diskont Gesellschaft)と合併。戦前は資本金一六〇万ライヒスマルクで旧ドイツ五大銀行(ドイツ銀行・ドレスデン銀行・コメルツ銀行・ベルリン商業銀行・ライヒス信用銀行)中の主位を占めていた。戦後占領軍の命令に依り、ベルリンの本店は閉鎖、地方支店は各州毎に分割され十行の承継銀行を生じたが、一九五二年大銀行法に依り現在の三銀行に再統合された。

(単位 百万マルク)

五、ソ連—生産力の合理的配置と東欧の動向

現在ソ連は本年度工業生産目標(一九五〇年比八〇%増)の早期遂行に向つて努

力しており、また去る七月党中央委員会総会において決定を見た国民経済発展のための技術の改善、生産性の向上、国家計画の厳守、生産力の合理的配置、党の

企業に対する指導力向上等の方針をいかに具現化するかについて考慮しているが、工業の発展また技術の改善を一層促進するためには大衆の創意発揮が重要な問題であるとされており、その手段として生産会議の重要性が指摘されている。右生産会議は企業責任者、労働者、技師等により開かれ、生産計画の遂行、技術の改善、能率の増進等の諸問題について討議し、合理的提案についてはこれが実施を目的とするもので、七月の党中央委員会総会においても問題とされたが、従来企業指導者は右会議を軽視し、組織的に開催しなかつたことが指摘されている。こうした事情に鑑み当局は企業指導者に対し生産会議を組織的に開き労働者、技師等と討議を行い、その提案を考慮するよう強く要請しており、また労働組合も生産会議の活動改善に協力するよう望まれているが、右の如くソ連においても大衆の創意発揮が重要視されていることは注目される。

生産力の合理的配置の問題は国民経済の均衡のとれた発展上極めて重要で、一九五二年十月開催の第十九回党大会においても工業企業の配置改善の必要が指摘され、さらに去る七月の党中央委員会総会においては企業がこの問題に十分な考慮を払っていないことを批判されたが、最近では企業配置が合理的に行われていないために各地域の経済発展に不均衡が生じ、特にソ連欧州地域においては燃料、電力その他各種原料の不足が見られると伝えられる。ソ連欧州地域には工業生産の四分の三が集中しているのに対して、この地域の石炭産出高は一九五四年において全石炭産出量の五〇%余りを占めるにすぎず、このため欧州地域から二、三千キロも離れたクズバス、カラガンダ等から石炭を輸送しなければならぬ状態である。昨年における欧州地域の同地域からの石炭移入量は一百万トンに達したという。こうした状態を解消するために二つの方法が提案されているが、その一つは欧州地域の燃料動力源の全面的開発であり、他は原料、燃料、水力資源に恵まれたソ連東部諸地域に新工場を建設することであるとされている。電力資源の開発については東部地域のイルトウイシ、オビおよびアンガラ河に水力発電所の建設が進められているが、イルトウイシ河のウスチ・カメノゴール水力発電所はすでに操業を開始し、プタルミン水力発電所は建設中である。オビ河ではノヴォシビルスク水力発電所の装備が進められており、また一九五六年にはアン

ガラ河に最初の水力発電所が操業を開始するものと見られている。ソ連の本年における電力生産は一、六六〇億キロワット時、一九五〇年に比し八二%増加するものと見込まれているが、電力需要の増大に供給がこれに追付かない状態にあるといわれ、動力問題が国民経済の発展上重要となつていく。

東欧諸国間の経済協力は一九四九年一月設立を見た経済相互援助会議(コメコン)を通じて相互に調整が行われており、さらに一九五六年一月からは経済協力を強化し、各国の国民経済計画の相互調整が実施されるものと予想されているが、このほゞ右計画の一端がハンガリー共産党機関紙により明かにされた。右によれば計画は(イ)専門化するなわち東欧諸国における自国に最も適した生産部門の発展と、(ロ)重工業の優先的発展を基礎として進められるものと予想されている。例えば分業すなわち生産の合理的配置の点ではハンガリーは乗用車の生産を中止する反面、トラック、バス等の生産を増加するものと見られている。また特殊なポール・ベアリングおよび工作機械の大量生産は一部の国が行い、他の国はこれを削減することとなる模様である。さらにハンガリーは石油と褐炭資源に比較的恵まれていることから重化学工業に重点を置き、東独は精密機械、チエツコは重機械生産を集中的に行う計画と伝えられる。

右の如くソ連圏内の経済協力は一九五六年においてさらに進められるが経済協力の重要な形態である圏内貿易の動向を見るに、一九五四年における各国の貿易額に占めるソ連圏の比重は中共八〇%(前年七五%)、ポーランド七〇%(七〇・四%)、チエツコ七二%(七八・四%)、ハンガリー七〇%(七七%)、ルーマニア七二%(八四・四%)、ブルガリア八七・四%(八五・七%)とポーランド、チエツコ、ハンガリー、ルーマニア等は若干低下しているものの、いずれも七〇%以上の水準に達しており各国相互の貿易依存度が高いことを示している。ソ連の貿易額に占めるソ連圏諸国の比重は明かでないが、一九五三年においては八〇%以上つており、一九五四年の貿易総額は一九五三年の二三〇億ルーブルから二五〇億ルーブルと二〇億ルーブルの増加である。

右の如きソ連圏内における経済協力の進展、ならびに貿易の増大による自給自足経済態勢の発展が東西貿易の拡大を阻害する要因として西欧側においてはこれ

を危惧しているが、これに対するソ連側の態度は人民民主主義諸国の急速な経済発展と福祉の向上とに関連して東西貿易拡大の可能性が増大しているとしてい
る。東西貿易は本年に入つても引き続き増大している模様で、E C E発表(二日)に
よれば本年一―五月の西欧の東欧に対する輸出は前年同期の三二二・七百万ドル
から三五〇・一百万ドルと九%増加し、一方輸入は前年同期の三〇六百万ドルか
ら四二二・二百万ドルと三五%の増大である。特に最近におけるソ連側の東西貿
易拡大の希望はかなり強いものがあり、十二日フルシチョフソ連共産党第一書記
はソ連訪問の米議員団に対し、ソ連のマンガンその他戦略物資と交換に米國から
機械類、農産物等を輸入したい旨言明、またソ連ブルガーニン首相は二十二日フ
ランスの訪ソ議員団に対しフランスとの平等互恵の貿易関係を確立したい意向を
表明した。さらにネステロフソ連商業会議所会頭もソ連ニュース誌最近号で東西
貿易は両陣営にとり利益である旨強調しており、一方西欧側においても特に西独
ではソ独協定の成立(十三日)により対ソ貿易拡大の希望はかなり強いものが見ら
れ、またイタリヤでもイタリヤ外相の言明(二十七日)によれば中共との貿易関係
を正常化する準備を進めていると伝えられる。いずれにせよ巨頭会談を契機とす
る東西接近の気運と関連してコムによる戦略物資の統制も漸次緩和の方向に進
むものと見られている。

八月二十三日以来ソ連ユーゴ兩國の代表により行われていた通商経済会談は一
日終了、共同コミュニケが発表された。右によれば兩國の今後三年間における貿
易総額を年間七〇百万ドルとし、その後さらに拡大するために適切な措置を講ず
ることとし、また兩國は近い将来技術協力に関する協定を締結し、この目的のた
め特別基金を設置することに意見が一致した。さらに兩國は来年一月借款協定を
締結し、ソ連はユーゴに対しソ連原料買付のための借款五百万ドルならびに窒
素肥料工場、火力発電所、過燐酸肥料工場の建設およびその設備資材買付のため
相当額の借款を与えることになった。これに加えて注目すべきは金または外貨に
より三〇百万ドルの借款を供与することに意見の一致を見たことであり、ソ連金
政策の新たな展開として西欧の関心を集めている。なお右借款の償還期限は十年、
年利二%となつている。

六、アジア諸国

(一) 一般情勢

ジュネーブにおいて会談を重ねていた米、中共両国大使はその後歩寄りを
見せ、十日共同声明により兩國在留民の帰國を承認する旨発表した。さらにその後
の会談により、中共側の提案による「第二議題に関して意見を交換した」旨の共同
声明が二十日に重ねて発表された。右の再度の共同声明は、会談開始以来四〇日
に渉り討議された在留民送還問題が解決し、今後の会談が対中共禁輸、台湾の事
態処理、中共の國連加盟等兩國間に横たわる諸問題に移行されることを示唆する
ものである。

十一日第一回の総選挙を施行したカンボヂヤは中立政策をとる人民社会党が全
議席を占め、シヤヌーク前國王が内閣を組織することとなつた。カンボヂヤの総
選挙は、昨年七月仏印停戦をもたらしたジュネーブ協定によりヴェトナム、ラオ
スとともに二カ年以内に施行することとなつていたものであるが、共産勢力の影
響が殆んど見られていないカンボヂヤの今回の総選挙の結果が他の二國に大きな
影響を及ぼすものとは見られていない。反面同國に仏連合離脱の意向を表明した
政権が誕生したことは、インドシナ三國の今後の方向を示唆するものとして注目
された。一方インドにおいてはゴア等葡領植民地のインド帰属を目指す大衆無抵
抗運動(サチャグラハ)に代つて葡領植民地に対する経済封鎖が実施されつつある
が、特に注目されたのはインド港灣労働組合が「十月二日以降ゴアに寄港する船
舶所屬の会社の船舶に対するインド港灣における荷役を拒否する」旨の声明を行
つたことである。右声明によつてゴアに対する経済封鎖が第三國にまで影響を及
ぼすこととなつた。特にゴア地区から年間五〇〇千トン以上の鉄鉱石輸入計画を
もつ我國にとつてさなきだに鉄鋼資源確保が問題である秋その影響するところは
看過しえない。中共においては二十日新疆省の省制を廃止して、新疆ウイグル族
自治区とし、内蒙、西藏に次ぐ自治区制を施行することに決定した。

二十九日よりシンガポールにおいてロンボプラン諮問委員会の年次総会が開
催されている。今次総会は日本、フィリピン、タイの加入によりアジアにおける
非共産諸國の殆んどが加盟國となつてからの最初の総会である。右総会の議題は

通例の如く年次報告書がその中心をなすであろうが今回は特に米國大統領特別基金(本年度一億ドル)による援助資金を如何に受入れるべきかが議場の内外において検討されることとなつてゐる。

先月中旬以降、タイ、インドネシアにおいて貿易、為替管理制度の大幅な改革が行われた。タイのそれは輸入制限の緩和と中央銀行への外貨集中制度の廃止措置であり、インドネシアのそれは従来極めて複雑煩瑣であつた輸入統制の簡素化及び輸入賦課金制度の軽減措置とである。右措置によつて二國ともに輸入制限を緩和乃至簡素化することにより自由貿易へと一歩踏み出したものと見得るのであるが、それが直ちに輸入量の増加をもたらすことを意味するものではない。

主要輸出商品の域内市場価格推移

品目・市場	数量・単位	価格・単位	一九五三・一二	一九五四・九	一九五四・一二	一九五五・八	一九五五・九
ゴム シンガポール	RSS一号 一封度	海峽セント	五七・%	七一・%	九八・%	一四二	一三八・%
錫	一ピクル	海峽ドル	三一七・%	三六四・%	三四二・%	三七〇・%	三七三・%
コブラ	シ	シ	三九・%	三二・%	三一・%	二六・%	二八・%
ジュート 東パキスタン	一 俵	ルピー	一三〇	一一五・%	一三六	一三九・%	一三九・%
棉花 カラチ	パンジャブ四F 一モンド	シ	六一	七五	七四	八六・%	七九・%

(月末相場)

東南アジア諸國の主要輸出品価格の推移は次表の如くである。即ちゴムはシンガポール市場において十五日一五一海峽セント%と年初来の最高値を示現したが、二十七日ニューヨーク市場の暴落を映じて一三九海峽セント%と前月末比二海峽セント%安にまで下落、その後も反騰をみずに越月した。シンガポール市場における錫相場も同様二十七日に反落したため、月初来の漸騰歩調にも拘らず、月中旬三海峽ドルの上昇にとどまつた。カラチにおける棉花は中旬以降下落して月末価格は前月末に比し約七ルピーの安値となつた。一方東パキスタンのジュートは月中旬全く横這いに終始した。またロンドン市場における茶相場は前月に引続き月中旬四ペンス%方上昇した。(月末インド普通茶一封度三シリング九ペンス%)

(一) 中共——五カ年計画の前半三カ年間の成果、農産物の収穫予想、および新疆省の自治制施行

(五カ年計画の前半三カ年間の成果)

李富春副総理兼國家計画委員会主任は去る二十一日全國青年社會主義建設指導者大會席上「第一次五カ年計画の前半三カ年間の成果と今後二カ年の任務」と題し報告を行い左の諸点を明らかにした。

一、基本建設

(1) 工業 限額以上の工業建設單位六九四件のうち、四八五單位が一九五七年末までに生産を開始する予定であり、またこのうち本年中に生産を開始するものは二七一單位である。

本年末までの三年間に増大する生産能力は次のとおりである。(年産能力)

(2) 運輸 新設を予定されている鉄道四、〇八四料のうち本年末までの三年間に二、五〇〇料を敷設する。この三年間に機関車二八四輛、客車一、三九〇輛、貨車一八、八〇〇輛が増加する見込である。

政府投資により建設する計画の自動車道路延七千料のうち現在までに六、九〇〇料が開通した。また河川及び沿海航路船の建造目標四〇〇千トンに對しすでに一九七千トンが完成している。

(3) 農業・水利 計画実施以來、今日までに農地約二三百万華畝(一華畝は約

石炭二六百万トン以上、発電力九〇〇千キロワット以上、石油九八〇千トン、銑鉄一、四二〇千トン、鋼塊七四〇千トン、発電機二〇〇千キロワット、変圧器二百萬キロボルトアンペア、製紙機械三三三千トン、紡機七五〇千錠、織機二二千台

六畝)を開拓、トラクターステーションは一、二カ所に増加し、その設備トラクター数は一、八九六台となつた。国営機械化農場は本年末までに計画実施前の五〇カ所から一〇六カ所(四、一五〇千華畝)に増加する予定である。水利関係では現在までに永定河の官庁ダム、淮河水系の四個ダムが完成されたが、これによる貯水量は三九億立方米である。

二、工業生産 本年の工業総生産額は一九五二年に較べ六二%方増大する予定で、毎年の平均増加率は一七・五%である。

主要工業生産物の生産高につき本年の予定を一九五二年実績と比較すると次のような増大率を示している。

鉄鉄九四%、鋼塊九九%、鋼材一一三%、発電量七三%、石炭四六%、石油一一〇%

右増産は既設設備の潜在能力を發揮することにより達成されたものであり、国営工業における増産においては労働生産性の向上によるものが約六六%であり、労働者数の増大によるものが約三四%である。

三、農業生産 本年の農業総生産額は一九五二年より約一〇%増大する見込で、そのうち食糧生産は約九%、工業原料作物生産は約一〇%増加する。

四、運輸・商品流通 貨物輸送量は鉄道、水運、自動車、航空を含み一九五二年に比し本年は約七〇%増、旅客輸送量は五一%増の見込である。

小売総額は一九五二年に較べ本年中五〇・三%増大する予定である。
(農産物の収穫予想)

稲作は収穫期に入っているが、華南各地においては本年春異常の早害に見舞われ植付が遅延したが、その後好天候に恵まれたため一般的に見て作柄は極めて良好で今後颱風等による大きな災害が発生しない限り本年の生産目標(一九四九年の二〇四%、戦前最高の一九三七年に比し五五・四%増)を突破することはほぼ間違いないものとみられている。増産の主因は播種面積が昨年より九〇万ヘクタール拡大されたこと、ならびに揚子江流域において二毛作水田が拡張されたことと見られている。

一方雑穀は一部地方に早害(陝西省北部、山西省)、水害(河南省)が発生した

が、全般的に成育状況は良好で豊作が予想されている。

(新疆省の自治施行)

新疆省では二十日から省制を廃止し新たに新疆ウイグル族自治区として発足した。同省は人口の約四分の三をウイグル族で占めていることから憲法に規定されている民族自治の原則に基づいて自治制を施行したもので、この決定は全国人民代表大會常務委員會の承認を得て去る二十日開かれた全省人民代表大會において行われ、これで内蒙、西藏に次ぐ大自治区が誕生したわけである。しかしこの改革の裏面には複雑な政治的理由が存在するといわれ、様々の憶測が行われている。まず国府系報道は一斉にこれを中共がソ連に新疆を売つたものであると論評し、国府行政院の俞院長もこれを非難する声明を発表している。一方香港においては今回の改正は数年前行われた中ソ密約に基づくもので、この方面に対するソ連の支配力が今後圧倒的となるものと観測されている。又同省は人口四百万にすぎないとはいえ、面積は全国の六分の一に当り、石油その他の鉱物資源が極めて豊富で、一九五〇年の中ソ間の協定で同省に非鉄金属、石油採掘各々についてそれぞれ中ソ合弁会社が設立されて以来ソ連の指導下に開発が進められ、経済的にはソ連依存が極めて強い地域となつていたが、同省西部の阿図什には目下原子力工場が建設中といわれるところから同地域の安全と各種建設の秘密保持という軍事上の目的から右措置がとられたものと見る向もある。

(三) 北鮮——本年上半期の復興状況

北鮮政府国家計画委員会中央統計局発表によれば、本年上半期における北鮮の経済復興三カ年計画(一九五四—五六年)の進行状況は左のとおりである。

1 工業生産 工業総生産額は計画の一〇一%で、昨年同期に比し七〇%方増大した。主要工業品の上半期生産額を計画の実施の前年たる一九五三年上半期に比すれば、電力三倍、石炭六倍、金銀銅鉛の精鉱六・四倍、クレイン二四倍、カーバイド一六倍、脱穀機一四・五倍、除草機五・三倍、綿織物二倍、絹織物四倍、靴下三・一倍に増加した。

2 農業 農業部門に対し投下された財政資金は一九五三年上半期に比し三・六倍となり、春耕面積は昨年より九、五〇〇町歩増加した。またこれにより

過去二年間に五一の貯水池と三三四軒の堤防が完成された。
 農業の集団化も進み本年六月末現在で農業生産協同組合は一千個とな
 り、農家戸数の四四%、面積で四二%が参加した。

3 建設投資 過去二年間に経済各部に与えられた基本建設投資は四二八億円
 に達した。本年上半期の基本建設投資は昨年同期より三〇%増加した。

なお工業建設のための投資は本年上半期中、一九五三年同期に比し四・七
 倍となった。

4 商業 国内商品の流通額は昨年同期より五八%増大した。

5 貿易 貿易総額は昨年同期の二・七倍に等しい。

(四) 香港——一七七月期貿易状況

本年七月までの香港の貿易総額は三、四八九百万香港ドルに上り、一昨年同期
 の四、二〇二百万香港ドルには及ばなかつたが、昨年同期三、二八五百万香港ド

一七七月期相手国別貿易実績

(単位 百万香港ドル)

国名	輸 入		輸 出	
	一九五五年	比率(%)	一九五五年	比率(%)
日本	二九三	一三・九	六九	五・〇
中国	四六七	二二・一	一三四	九・八
東南アジア	四二五	二〇・一	六六九	四八・七
(タイ)	一〇八	五・一	九一	六・七
(マレー)	八七	四・二	二〇六	一五・〇
(インドネシア)	二一	一・〇	四一	三・〇
(インドネシア)	二〇	一・〇	八六	六・三
(韓国)	五	〇・二	一〇〇	七・三
英国	二四四	一〇・六	一四一	一〇・三
米	二〇七	九・八	四六	三・三
その他	二九七	一四・一	六〇	四・四
アフリカ、中近東	四六	二・二	一〇九	八・〇
その他	一三四	六・二	一四七	一〇・五
計	二、一一三	一〇〇・〇	一、三七五	一〇〇・〇
			一九五四年	
日本	二二二		五九	
中国	三六二		二〇八	
東南アジア	三六三		七一八	
(タイ)	四七		七三	
(マレー)	九八		一九一	
(インドネシア)	一三		二四	
(インドネシア)	二一		一六五	
(韓国)	八		七四	
英国	二二一		九〇	
米	一六六		三六	
その他	三四〇		四六	
アフリカ、中近東	五三		八九	
その他	一八七		一一五	
計	一、九二四		一、三六一	

ルを六・二%上廻つた。右のうち輸入額は二、一一三百万香港ドル(前年同期一、
 九二四百万香港ドル)輸出額は一、三七五百万香港ドル(同一、三六一百万香港ド
 ル)と輸入額の増加が顕著である。

主要相手国別貿易実績は別表の通りであつて、まず中共との貿易額の総額
 に占める比率は輸入二二・一%輸出九・八%と輸出が引続き減少をたどつてい
 ることが注目され、輸入品目は殆んど地場消費の食糧品である点からしても、中共
 との中継貿易港としての香港の地位が漸減しつつあることを物語つてい、東南
 アジア諸国との貿易は輸入二〇・一%輸出四八・七%と殆んど昨年同期と同率で
 あるが、インドネシアに対する輸出減少が目立ち、韓国、タイ、マレーに対する
 輸出増加がこれを相殺している。その他英本国及びアフリカ、中近東向けの香港
 地場製品を中心とする輸出増加と、日本、米国よりの輸入漸増が注目せられる。

またこれを貿易商品別に見ると、次の如く輸入品については食糧品の増加が、輸出品については製品の増加が顕著となっている。食糧品の増加は穀類が一四四百万香港ドルと昨年同期に比し八二百万香港ドル増加したことが主因となつてお

り、一方輸出品としては綿布三〇八百万香港ドル(同二七一百万香港ドル)衣類一七〇百万香港ドル(同二四九百万香港ドル)雑貨一八二百万香港ドル(同二四五百万香港ドル)等の増加が目立っている。

(単位 百万香港ドル)

品目	輸		入		輸		出	
	一九五五年	比率(%)	一九五四年	比率(%)	一九五五年	比率(%)	一九五四年	比率(%)
食糧品	五八九	二七・九	四九〇	四九・〇	一七〇	一一・四	二〇一	二〇・一
原料品	五五八	二六・四	五五五	五五・五	二六一	一九・〇	二七六	二七・六
製品	九六六	四五・七	八七九	八七・九	九四四	六八・六	八八四	八八・四
合計	二、一三三	一〇〇・〇	一、九二四	九二・四	一、三七五	一〇〇・〇	一、三六一	一〇〇・〇

尚香港地場製品の輸出額は四〇二百万香港ドル(同四〇〇百万香港ドル)で輸出総額に占める比重は二五・三%と昨年同期と殆んど変化していないが、英国に対する輸出額が七八百万香港ドルと昨年同期実績三七百万香港ドルに比し倍増しており、以下アフリカ、中近東五九百万香港ドル、マレー五四百万香港ドル、インドネシア四〇百万香港ドル、タイ三八百万香港ドルの順で、特惠関税を利用して英連邦諸国に対する繊維製品、雑貨類の輸出が中心となつてゐることが窺える。

(四) フィリピン——一〇四月中の貿易状況

フィリピンの本年一―四月中の貿易は輸入三五七・九百万ペソ(前年同期比五二・八百万ペソ増)、輸出二七五・〇百万ペソ(前年同期比二二・二百万ペソ減)で、差引八二・九百万ペソの入超であり、これを一九四九年以降の一―四月と比

較すれば最大のものであつて前年同期が僅か九百万ペソの入超に止つてゐるのに比して著しい悪化を示している。

右の入超事情について見るに次の通りである。輸入の増加は前年同期に比して原料及び消費財が夫々二〇%、三六・一%増加したことに因るものであつて、消費財の増加部分中には、昨年末及び本年初頭から輸入統制が緩和された高度必需品目に属するものがその大部分を占めてゐる。また輸入価格については前年同期に比して四・五%下落しているが、輸入量が二二・三%増加したため右の如く輸入額の増加となつた。一方輸出においては輸出货量が七・六%増加したにも拘らず、輸出価格が前年同期に比して一四・一%下落したため、輸入の場合とは逆に、輸出額の減少となつた。

一九五四年及び五五年(一―四月中)貿易諸指数(一九四八―一九四九年=一〇〇)

数量	輸		入		輸		出	
	一九五五年	一九五四年	増減(%)	率	一九五五年	一九五四年	増減(%)	率
金額	九四・三	七八・四	(+)	二二・三%	一九一・二	一七七・七	(+)	七・六%
単価	九四・三	九八・九	(-)	四・五	七九・六	九二・七	(-)	一四・一
数量	九〇・四	七七・六	(+)	一六・五	一五二・〇	一六四・二	(-)	七・四

各国との交易条件は引続き低下し、一―四月中では前年同期に比して平均一〇%の低下を示した。特に輸入総額の六六・九%、輸出総額の六五・八%を占める対

米国の交易条件の低下は一四・一%であつて平均より悪く、米国に次ぐ取引先の日本との交易条件は一・〇%の好転にとどまつた。

一九五四年及び五五年(一―四月中)交易条件(一九四八―一九四九年=一〇〇%)

対 日 米 総計	輸 出 価 値		輸 入 指 数		交 易 条 件		増 減 (△) 率
	一九五五年	一九五四年	一九五五年	一九五四年	一九五五年	一九五四年	
対 米	七九・六	九二・七	九四・三	九八・九	八四・四	九三・八	(△) 一〇・〇%
対 日	八三・四	九七・八	一一四・〇	一一五・一	七三・一	八五・一	(△) 一四・一
本 国	七七・七	八三・五	九二・一	一〇〇・〇	八四・四	八三・六	一・〇

本年一―四月中の輸入を物資別に見ると、次表の如くすべての分野において前年同期を上廻つており、生産者用物資が前年同期の七七・四%に引続き七一・

〇%と大部分を占めた点が注目される。

一九五四年及び五五年(一―四月中)物資別輸入分類

(FOB価格、単位千ペソ)

高 度 必 需 物 資	一九五五年	百 分 比	一九五四年	百 分 比	増 加 率
生産者用	一八、三〇六	五・一%	一四、二二四	四・七%	二八・七%
生産者用	一六九、〇五二	四七・二%	一六五、八九一	五四・四%	一・九
生産者用	八五、二四三	二三・八%	七〇、一七八	二三・〇%	二一・五
消費者用	四八、三八四	一三・五%	二六、三五五	八・六%	八三・六
消費者用	二四、二七一	六・八%	一九、五四五	六・四%	一九・一
消費者用	一一、六六〇	三・六%	八、八九二	二・九%	四二・四
分 類 外	三、三〇〇	一・〇%	三、〇八五	一・〇%	一七・三
計	三五七、九一六		三〇五、〇八五		

他の分類によつて見れば消費財の輸入が増加したために、総額に占める割合では資本財及び原料の輸入が稍々減少を示している。これは昨年第三・四期半の輸

入統制が緩和された当時に開設された信用状による輸入品が到着したことによるものと見られている。

一九五四年及び五五年(一―四月中)輸入分類

(FOB価格、単位千ペソ)

資 本 財	一九五五年	百 分 比	一九五四年	百 分 比	増 減 (△) 率
原 資	五八、七二二	一六・四%	六四、九三九	二一・三%	(△) 九・六%
本 財	二〇五、七一一	五七・五%	一七一、四七五	五六・二%	二一・〇%

消費財	九三、四八七	二六・一%	六八、六七一	二二・五%	三六・一%
合計	三五七、九一六	一〇〇・〇%	三〇五、〇八五	一〇〇・〇%	一七・三%

主要一〇品目の輸入合計は二四八・八百万ペソで総額の六九・五%を占め、電気機械以外はすべて増加を示しているが、特に輸入品の首位を占める繊維及び同製品は前年同期に比して一三百万ペソの増加であった。

また輸出については主要一〇品目の合計は二四五・二百万ペソで総額の八九・二%を占め、木材、ココナツト油、鉄鉱石、パインアップル罐詰を除いては前年

同期に比してすべて減少している。輸出品の第一位たる砂糖は四〇三トン、九二・四百万ペソで輸出総額の三三・六%を占め、二三七トンのユプラ(二七・五%)、二二三万立方フィートの木材(八・八%)、三七七トンのアバカ(六・四%)の順でこれに次いでいる。

一九五五年(一―四月中)主要一〇品目輸出入品

(FOB価格、単位千ドル)

	輸 入		輸 出	
	一九五五年	対総額比(%)	一九五五年	対総額比(%)
織維及び同製品	六四、九三六	一八・一	九二、四四八	三三・六
鉱物性燃料	三五、四五七	九・九	七五、六四六	二七・五
機械(電気を除く)	三三、〇二五	八・九	二四、一〇七	八・八
単車	二四、二四六	六・八	一七、六九九	六・四
船舶等	一八、二九二	五・一	一〇、六六六	三・九
日用品	一七、四五一	四・九	七、八六七	二・九
穀類	一七、五七〇	四・九	六、六八八	二・四
金属製	一二、五〇六	三・五	四、八七九	一・八
紙製	一一、八二〇	三・三	四、七四九	一・七
電気機械	一四、五四〇	四・一	四、六六一	〇・二
合計	二四八、八四三	六九・五	二四五、二一〇	八九・二
				(A) 増又は減(A)
				前年同期比
				増又は減(A)
砂糖	一三、一七六	(A)	九、一三三	(A)
コーラ	八〇四	(A)	八、二一八	(A)
木材	一、三五三	(A)	一、七〇〇	(A)
アパカ	五、六九八	(A)	二、三二一	(A)
ココナツト油	二、六〇四	(A)	一六六	(A)
鉄鉱石	二、五三一	(A)	九一七	(A)
乾燥ココナツト	二、六九六	(A)	二九七	(A)
クロム	九九四	(A)	一、九〇四	(A)
パインアップル罐詰	二	(A)	一、六二五	(A)
葉煙草	三、一〇八	(A)	二、三六七	(A)
合計	三〇、二六〇	(A)	一九、八三二	(A)

(内) インドネシア—輸入及び為替管理制度の改正

インドネシアにおいては関税等の収入が次表の如く政府歳入において一九五一年には六一・五%、一九五四年においても三二・一%と毎年相当部分を占めているため、輸出入の減退が直ちに政府歳入の減少を来たし、更には財政上の赤字を招来する原因ともなっているため、輸出振興措置と輸入及び為替管理制度については屢々改正が行われてきた。

	輸 入	輸 出	正 常	其 他
	税	税	税	税
一九五一年	一、四〇四	一、〇九三	一、四〇四	一、〇九三
一九五二年	一、三六六	一、六七二	一、三六六	一、六七二
一九五三年	一、二八三	九二二	一、二八三	九二二
一九五四年	九五五	四七七	九五五	四七七

(単位 百万ルピア)

予算の歳出入(A)超過	税		合	
	歳入	歳入	歳入	歳入
四、二二三	二、〇八三	一、九四	一、二七九	
六、八五五	五、二九七	四、三〇	二、七八	
一〇、三三三	九、六八四	九、七七	八、四七	
六・五%	四・七%	四・四%	三・二%	
一、一九五	三、五九	二、三〇	三、六〇	
(A)	(A)	(A)	(A)	

このためインドネシアの輸入及び為替管理にはTPI(輸入附加金制度)、BI(T(繊維輸入証制度)、BIS(暫定輸入証制度)等の諸制度が併存し、極めて煩雑である上に、これら諸制度による賦課金が輸入代金即CIF価格に加算され、ものにより右輸入代金の二〇%乃至は三〇%以上の引取資金を要するものもある。さらにこれら賦課金が国内物価の高騰、通貨の増発、その他にはねかえりを重ねてルピア貨に対する信用の減退を見せつつあつた。即ち公定レートはドル一・四ルピアであるが、闇レートは本年八月中頃には一ドル四・〇ルピア程度にも達し、一部にはルピア切下さえ伝えられる様な状態であつた。

斯る状況の下に去る八月一日成立したブルハヌデン・ハラハツプ新内閣は、輸入制度の簡素化と貿易方式の正常化を図るとともに輸入品の国内価格引下げによりルピアの価値を維持すべく輸入制度および為替管理の改正を企図して、八月三十一日付で通貨委員会、経済省、及び外国為替委員会は、「輸入を円滑にするため輸入規則を簡素化する必要がある」として輸入及び為替管理規則の改正を発表した。新規則は九月一日より実施されたが、その主なる点は次の如くである。

- (i) 輸入については従来のTPI、BIT、BISを廃止し、これを新TPIに統一し、輸入商品を四分類して第一類(必需品)に対しては、TPIを五〇% (従来はTPIは課されていなかった)、第二類(準必需品)に対しては一〇〇% (従来はこの項はB₁、B₂に分けられ、B₁については三三%、B₂については一〇〇%)、第三類(贅沢品)及び第四類(超贅沢品)に対してはその都度通貨委員会が最低価格を決めた上で、入札によりTPIを決定すること(従来は第三類に相当するC項は二〇%、第四類に相当するD項にはTPIは無かつ

たが、この項に対しては外貨割当は行われなかつた)。

- (ii) 中央輸入局(KPI)及び物資調整公団(JPP)を廃止し、新たに輸入管理と外国為替の認可を取扱う機関として外国為替委員会の下に貿易外国為替部(BDP)を設置したこと。

- (iii) 輸入業者は外国為替の認可を得んとする場合は、輸入品相当額に前述のTPI額を加えたルピア貨を外国為替銀行に預託せねばならない。また外国輸入業者については外国為替の認可を得んとする場合は五百万ルピアを外国為替銀行に預託せねばならないが、預託金を外国為替、TPIの買入に使用して差支ないこと。

- (iv) インドネシア国籍の輸入業者については一部に資力を欠いた名目のみの業者があつて、輸入許可書を転売する等種々の弊害を生じているため、前述の預託金制度により従来に引続き業者の資格審査を行い、その整理を行うが、反面外貨割当、ベンテン商品に関しては従来通り優遇を与えるほか、更に日本からの輸入についてはインドネシア国籍の輸入業者が独占的に取扱う等の優先権を与えたこと。

- (v) パラレル・トランザクション(註1)、スマトラのリアウ地区以外のバーター取引、香港コンペンセーション・トランザクション(註2)等の輸入規則を廃止したこと。

- (註) 1 ポーランド、チェコ、東独等との取引についてその取扱をインドネシア国籍の業者に限り、しかも同一の業者が大体同時に輸出入取引を行うことを原則とした制度であつて、儼、その他市場性の余りない土産品の輸出については一〇—三〇%の見返り輸入権が与えられていた。(一九五四年一〇月二十五日付経済省令)

- 2 土産品の輸出による出血分を繊維製品、工業原料等の見返り輸入によつて補償する制度で、買付先は後には香港のみに限定せず、ポンド地域或はポンド支払が可能な地域からでも輸入出来ることとされた。(一九五四年一〇月三〇日付中央輸入局回章第五九号)

なおアンタラ通信によれば、経済省令によつて新輸入制度の実施と関連して輸

入物資の円滑な流通を計るために九月一五日以降物価統制令が廃止されたと報告されている。

新制度の実施に対する確たる反響を把握することは未だ出来難いが、九月七日付タイムズ・オブ・インドネシア紙によれば、最近現地のデリー・ペドマン紙が短期間ではあるが新制度施行以来の重要物資の市価について資料を蒐集し、その結果全体として期待されたような下落傾向を示しているとの結論に達したと

品 質	六〇日 月		二六日 月		八月二日		八二日 月		二八日 月		二九日 月		八一日 月		九月一日		九月二日		九月三日		
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
品 質	六四・五	六二・九	六一・〇	六〇・〇	六二・〇	六一・〇	六一・〇	六〇・〇	五九・五	五八・五	五八・〇	五七・〇	五七・七五	五七・〇	五七・五	五六・〇	五六・〇	五六・〇	五六・〇	五五・〇	五五・〇

(単位 ルピア)

(単位 ルピア)

またペドマン紙は新旧制度により輸入品に課せられる価格上の相異を次の如く要約している。即ち例を繊維品について見ると、旧制度においてはCIF価格を一〇〇とした場合、TPIは課せられないが、保険〇・六%、BIS二五%で合計ではCIF価格の一二五・六%となり、更に右価格に対して輸入税、統計税、陸揚手数料等によりその一八%(CIF価格に対しては二二・六%)が課せられるため一四八・二%となり、これにBIT(CIF価格の二〇%)が加わるので、最終的にはCIF価格の三四八・二%となる。これに対して新制度の場合ではCIF価格を一〇〇としてBIT五〇%、保険〇・六%、これに更に輸入税等で一八%(CIF価格に対しては二七・一%)が課せられるので、最終的にはCIF価格の一七七・七%であると報じている。

また同じく九月一二日付タイムズ・オブ・インドネシア紙によれば政府筋は新制度に非常な自信をもっており、インドネシア銀行がジャカルタ市場における外国通貨及び金のルピアに対する価格について中央統計局に提出した報告によれば次表の如くであると報じている。これによれば改正後僅か一週間に於いて対米ドル実勢レートが二〇%方改善を示したことになる。

を報じている。即ちペドマン紙によれば、新制度の実施以来ゴムの国内価格と国際価格とのギャップが著しく縮小されたほか、ジャカルタにおける金相場について見るに、次表の如く本年六月二〇日にはグラム当り品質A(純金)は六四・五ルピア、品質B(二二金)は六二・九ルピアであったが、九月三日には夫々五六ルピア、五五ルピアに下落しており、これが直にルピア価値の上昇を示すものとして

品名	公定		八一日		九月二日		九月五日		九月七日	
	レ	ト	レ	ト	レ	ト	レ	ト	レ	ト
一米ドル	二・四〇	四〇	二・三	三	二・五	三	二・五	三	二	三
一海峽ドル	三・七五	三	三・三	三	三・〇	三	三・〇	三	二	三
一英ポンド	三・九	一〇	三・五	一〇	三・〇	一〇	三・〇	一〇	九	一〇
一濠州ポンド	二・五	七	二・三	七	二・〇	七	二・〇	七	六	七
一蘭ギルダー	三〇・〇	二	二七・〇	二	二五・〇	二	二五・〇	二	二四	二五
金(一グラム)	一	五七・五	一	五七	一	五七	一	五七	一	五五

しかしながら以上は何れも短期間の動向である点に問題もあり、一部には最近のインドネシア・オブザーバー紙の如く「今回の新制度は必需品に対して初めて五〇%のTPIを課した点から既にインフレ化したルピアの偽装された平価切下であり、日用必需品の価格は一般人の手の届かないところまで上昇するであろう」と見る向もある。しかしインドネシアにおけるルピア貨の不安は現在までのインフレ傾向に基因するものであり、しかもインフレの主因は財政の赤字である以上、九月一日付タイムズ・オブ・インドネシア紙に掲げられたスミトロ蔵相の言明の如く、本年度の歳出は追加予算二〇億ルピアを加えて一五九・九億ルピア

ア、歳入は一二四・九億ルピアで、差引三五億ルピアの財政赤字が予想されている現状では、財政の健全化の道は遠く、ルピア貨不安を基本的に内包しているものと見られ、新制度の効果がこの一般的傾向をどの程度抑制することが出来るかがこれからの問題である。

(四) タイ—米、ゴム等輸出に対する公定レート適用の廃止及び輸入統制の緩和

タイ国政府は米及び錫については八月十四日以降、ゴムについては九月十五日以降その輸出代金として業者が入手した外貨の中央銀行集中制度(米は次表記載の金額、ゴム及び錫は売上代金の二〇%を公定レートで中央銀行に売却)を廃止する旨発表した。又、同国は輸入に関し、一九五三年十一月以降殆ど全品目に亘

り個別許可制を採り、更に外貨事情の悪化に伴い、一九五四年十一月食料品、家庭用品等九四品目の輸入を禁止(本年三月ミルク等二〇品目を解除)する等、強力な輸入統制を行つて来たが、九月十五日以降これを大幅に緩和した。即ち、食用油、ベニヤ板等自給可能な商品一七品目の輸入禁止が存続し、肉類、セメント等不急品乃至国内に生産能力の存する商品二三品目につき輸入許可制を存置する外は、その他の商品の輸入を全く自由とした。同時に不急品の輸入抑制、必需品の確保及び国内産業保護の見地から関税の整備を図る(殆ど全商品に亘り輸入税が引上げられたが、医薬品等少数の必需品のそれは若干引下げられた)と共に植物油、家禽等土産品の輸出税の引下げを行つた。更に米穀輸出代金の中央銀行集中廃止に関連して米穀輸出に関する政府納付金を大幅に増加した。

米穀輸出に関する政府納付金一覽並に今次措置の業者負担に及ぼす影響の試算

銘	柄	新納付金(トン当り)	旧納付金(同上)	差引増加額A	旧中央銀行外貨集中額	集中分に対する為替差益B	
						業者負担減(BIA)	(単位 パーツ)
一〇〇%白米、碎米五%混入白米		一、〇五〇	四〇〇	六五〇	八四ドル	七五六	一〇六
碎米一〇—二〇%混入白米(もち米)		九五〇	四〇〇	五五〇	七〇シ	六三〇	八〇
碎米一〇—二〇%混入白米(うるち米)		八五五	四〇〇	四五五	二八シ	二五二	一七五
碎米二五—五〇%混入白米		六〇〇	四〇〇	二〇〇	一四シ	二二六	五二
蒸米(粳の儘蒸し、その後脱穀精白したもの)		四〇〇	二〇〇	二〇〇	一四シ	二二六	七四
上級 碎米		四〇〇	二〇〇	二〇〇			七四
下級 碎米		二〇〇	二〇〇	〇			二二六

(註1) 為替差益は中央銀行の売出価格を自由為替市場レートによるものとして最近の動向からこれを二ドル二・五パーツ、従つて公定レート同一二・五パーツとの差額を二ドル九パーツとして推算。
 (註2) 納付金の納付方法は従来は輸出許可申請時に期限二五日の銀行振出約束手形を提出していたが、今後は許可申請時に旧納付金相当額については現金を以つて、残額については期限四〇日の銀行振出約束手形を以つて納付することとなつた。

主要生産物輸出代金の中央銀行集中廃止はまず第一にこれら商品の輸出振興を企図したものと見られる。例えば米穀輸出業者の負担がかなり軽減されたことは前表に示した通りである。米穀輸出は本年初以降民間貿易に移されたが、前半の輸出実績は次表の如くで、その効果は無視しえないものがあつた。茲に今回更に主要生産物輸出により獲得した外貨の全額につき自由処分を認めることにより、その国際競争力を強化せんとしたものと考えられる。

品目	期間	一九五五年	一九五四年
米	一—六月	六九八・〇	四六三・〇
内日		二九九・六	一九二・五
マ		一八七・五	五九・三
レ		九一・〇	三四・〇
香			
港			

(単位 千トン)

ゴ 一―三月 三二・〇 二九・三
 ム 一―三月 二・七 二・五
 錫 一―三月 二・七 二・五

右措置は同時に同国複数を替レートの実質的廃止を意味する。前年末必需品輸入外貨割当のための優先レート(一ドル一六・〇七バーツ)が廃止されたため、同国貿易は大部分自由為替市場レート(九月前半一ドル二二・〇五―二二・一〇バーツ、同後半二一・七〇―二二・〇五バーツ)に依ることとなり、例外的に米、ゴム及び錫の輸出代金の一部並に政府輸入についてのみ公定レート(一ドル二二・五バーツ)が適用されることとなつて、既に同国複数を替レートの制度は貿易統制手段としての意義を失い、為替差益を政府に帰属せしめるという専ら財政的意義を持つに止まつていた。又かくの如く輸出業者に不利なレートを適用しうるのは当該輸出商品国際市況が売手市場の状態にあり、輸出業者の利潤が極めて大きい場合に限られる關係上、近時米穀国際市況は買手市場化し、その価格が下落の一途を辿ると共に、右制度はタイ米の国際競争力を制約するものとして批判の声が高まり、他方歳入確保のため政府が米穀貿易利益の一部を吸い上げる方法として為替差益と納付金とを併用することは徒に手続を煩瑣ならしめるに過ぎず、むしろ納付金制度一本に經めるべきであるとの意見が有力化しつつあつたものである。今次措置の結果、政府の外貨調達についても従来如く中央銀行から公定レートで買入れる方式に依存することは許されなくなるものと考えられ、茲に公定レトは殆ど名目化し、今後自由為替市場が同国唯一の外国為替取引の場となり、その相場が同国貿易の動向を反映することが予想され、政府はこれに關し既報(海外経済事情八月中参照)の為替安定基金をして外貨売買を行わしめることにより間接統制を行いうるに過ぎないこととなつた。

ビルマ政府財政規模の推移

歳入	歳出	差引	一九五〇―五一年度決算	一九五一―五二年度決算	一九五二―五三年度暫定決算	一九五三―五四年度修正予算	一九五四―五五年度修正予算	一九五五―五六年度予算
六七五・六	七〇二・六	四三・六	六七五・六	七〇二・六	九四二・六	一、〇九四・三	一、一四七・九	八九五・〇
六三二・〇	六四四・六	五八・〇	六三二・〇	六四四・六	八七一・二	一、四九七・三	一、三四四・〇	一、〇八六・四
					七二・二	四〇三・〇	一九六・一	一九一・四

(単位 百万チャツ)

輸入統制の緩和は元來同国の輸入許可制度がその運営の適正を欠き各方面から批判の対象となつていたことから、今般関税障壁を強化すると共に輸入の自由化を圖つたものと推測される。関税の引上に関するは、この外同国財政が歳入の六割以上を税収に依り、且その九割近くを関税その他の間接税に依存している關係上、頃來の輸入制限強化はこれら税収に大きな打撃を与えていたため、その対策としての意味もあるものと考えられる。

これら一連の措置により、今後同国の輸入を規制するものとしてはまず関税の効果が期待され、次いで自由為替相場の作用が見込まれる。即ち後者についてはもし輸入が輸出を超過すれば当然自由為替市場における外貨相場が上昇してこれが輸入需要を抑制するものと予想される。しかしながら、もし同国が自由為替相場の安定を確保しつつなお且輸入の膨脹を抑止せんとすれば、同国財政の均衡を確保し、財政面からの新規購買力の発生を抑制するの外なく、ここにおいて政府は新規建築工事の取止め、予算外借入及び支出の全面的停止を実施してその赤字の圧縮に努めると共に、來年度予算編成に當つてもかなり厳格な査定を行つてゐる模様である。

(ハ) ビルマ―一九五五―五六年度予算案

ビルマ政府は前月一日十月に始る來年度予算案並に本年度修正予算案を議會に提出した。それによれば国際米穀価格の下落に基く歳入の減少から経費の節約に努めた結果、茲数年間膨脹を続けた同国財政規模も本年度を境に縮小に転ずることとなり、來年度予算案においては、歳出はさらに本年度に比し三割方減少したが、赤字はなお歳出の約二割に達し、同国政府が財政の均衡と開発の推進との両要請の調整に苦慮しているのが窺われる。

来年度予算案の特色を列挙すれば次の諸点であろう。まず歳入面においては、①農産物販売局(SAMB)等政府企業の納付金制度が廃止されることとなった。最近の税法改正により政府企業に対して所得税法が適用されることとなり、これに伴い本年度修正予算において政府企業は納付金と所得税の両面から歳入に寄与することとなったが、SAMBの利益自体が減少したため、同局に対する所得税約一五〇百万チャツの新規賦課を見たものの、反面同局納付金は約二億チャツの減額を余儀なくされ、これが修正予算歳入減の一因を為していたもので、右の納付金制度全廃は来年度歳入をして本年度修正予算を更に約三億チャツ下廻らしめることとなった(なおSAMBの利益金は倉庫の新設、精米機の改良等設備の充実に使用される由)。②租税制度に関しては物品税の増徴が予定されている。即ち石油製品、砂糖及び煙草に対する税率が引上げられ、新たに清涼飲料が課税対象に加えられることとなった。本年三月以降の消費財輸入抑制は関税及び物品税収入の減少を招き、本年度修正予算においてもこれら項目の修正を余儀なくされたが、かかる傾向は来年度にも持越されるものと見られ、それによる減収補填のため右措置が採られたものである。この外新地租制度は既報の通り(海外経済事情五月中参照)十月より実施の予定である。③更に本年度修正予算から日本の賠償が歳入に計上されることとなった。しかも来年度予算案における計上額は一三〇百万チャツ(二七百万ドル、本年度修正予算計上分との累計は三二百万ドル)に達し、反面政府企業からの納付金及び経常勘定余剰が消滅したため、資本勘定歳入には右賠償以外に見るべきものが残らない状況となった。他方歳出面においては、①治安確保に重点が置かれた関係上、国防費、警察費等の増嵩を見、経常勘定歳出総額は本年度当初予算を下廻つたものの、全項目に亘り節減を図つた同修正予算に比すれば僅少乍ら増加を示すこととなった。②反面資本勘定歳出は大幅削減の対象となつた外、米穀輸付出金の一部を以つてする対印債務弁済の終了もあつて、本年度比略々半減が予定されている。その内訳を見るに国防関係はなお本年度に近い線を維持しているのに対し、政府企業、協同組合等に対する

開発資金の貸付は本年度の約半額に圧縮され、政府直轄経済開発費は当初予算比略々半減を見た本年度修正予算のそれを更に一割以上下廻り、社会福祉事業費に至つては本年度修正予算で当初予算比四割弱、来年度予算案で本年度修正予算比約五割と累次の大幅削減が行われる等、開発計画再検討の跡を偲ばせている。その結果、本年度迄一億チャツ以上の余剰を示した経常勘定が来年度においては僅少なから赤字を生じ(但し蔵相は政府部局の整理再編により近い将来これを消滅せしめる予定なる旨言明)、経常資本両勘定を通計した赤字は一九一百万チャツと本年度当初予算比約四割の減少を見たものの、同修正予算に比べれば殆ど改善されるところがなかつた。一九五二―五三年度迄に蓄積された政府余裕金は既に本年度において悉く使い果されたため、政府は右赤字補填策としてまず国債の公募、次いで世銀からの借入を予定し、なお不足する分については連邦銀行の援助に期待することとしている。

来年度予算案についてまず注目されるところは、従来歳入の四割内外を占め、同国財政の有力財源となつていたSAMBの納付金が廃止に至つたことである。その結果経常勘定歳出に大幅な削減を加える必要があるが、経常勘定歳出には治安の確保がある程度前提となるものと見られる関係上、前年度と略同額程度を計上したため、前年度と異り、経常勘定に赤字を計上することとなった。

開発関係支出については前述の如くかなり思い切つた厳選が行われた模様で、蔵相は来年度の政府直接投資二〇〇百万チャツ、政府企業投資三六〇百万チャツ、両者合計五六〇百万チャツと本年度のそれ八三六百万チャツを三割以上下廻る予定と説明している。しかもその財源中日本からの賠償受入が二三%を占めており、もしこれが存在しなかつたならば右投資額は本年度比半減を余儀なくされていたものと考えられる。同国の福祉国家計画においては八カ年間、即ち一九五九―六〇年度迄に七五億チャツの純投資を企図しており、従つて年平均一〇億チャツ近くの純投資を要するわけであるが、減価償却(一九五二―五三年度実績二五五百万チャツ、一九五三―五四年度暫定実績二七〇百万チャツ)を考慮すれば、

民間投資(右両年度実績夫々四一九百万チャツ及び四五〇百万チャツ)の存在を勘案しても、本年度程度の財政投資を維持する必要があると見られる。来年度予算案は同国政府が財政事情の制約から開発計画の予定期間内達成を抛棄したことを示すものに外ならない。これに伴つて経済開発計画については、石油製品、ジュートその他の換金作物等国産化可能な商品の生産拡充による産業構造の多角化に重点を置くこと、民間産業の助成を重視すること等の見地に立つて取捨選択が行われた模様である。その詳細は未だ明かでないが、今回の調整措置が果してかかる基準に副つているか、又その際資金効率面にどの程度の配慮が払われているか等の諸点に対し各方面から関心が寄せられている。

右の如く大幅な歳出圧縮を見たにも拘らず、なお来年度予算案における赤字は

ビルマ政府予算内容一覽

経常勘定	一九五五—五六			一九五四—五五			一九五四—五五		
	年度予算案	年度修正予算	年度当初予算	年度予算案	年度修正予算	年度当初予算	年度予算案	年度修正予算	年度当初予算
歳入	六二一・八	六一二・七	四六七・三	六二一・八	六一二・七	四六七・三	六二一・八	六一二・七	四六七・三
租税	二二〇・二	二二九・四	二四一・九	二二〇・二	二二九・四	二四一・九	二二〇・二	二二九・四	二四一・九
内閣所得税	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
SAMBより繰入	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
その他	七三三・一	八六五・二	九二六・〇	七三三・一	八六五・二	九二六・〇	七三三・一	八六五・二	九二六・〇
歳出	二八四・一	二六九・二	二七〇・〇	二八四・一	二六九・二	二七〇・〇	二八四・一	二六九・二	二七〇・〇
国防費	八五・四	七七・二	八八・三	八五・四	七七・二	八八・三	八五・四	七七・二	八八・三
警察費	七五・五	七八・四	九七・〇	七五・五	七八・四	九七・〇	七五・五	七八・四	九七・〇
教育費	二八・九	二八・七	三五・〇	二八・九	二八・七	三五・〇	二八・九	二八・七	三五・〇
保健衛生費	二八六・一	二九九・七	二八四・五	二八六・一	二九九・七	二八四・五	二八六・一	二九九・七	二八四・五
その他	七六〇・〇	七五三・二	七七五・一	七六〇・〇	七五三・二	七七五・一	七六〇・〇	七五三・二	七七五・一
差引	二二・九	一一二・〇	一五〇・九	二二・九	一一二・〇	一五〇・九	二二・九	一一二・〇	一五〇・九
資本勘定									
歳入	一三〇・〇	一五五・七	一六九・四	一三〇・〇	一五五・七	一六九・四	一三〇・〇	一五五・七	一六九・四
政府企業より繰入	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
日本より賠償受入	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
その他	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
小計	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
經常勘定より繰入	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
計	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇	一一一・三	一一〇・〇	一一〇・〇
歳出	一〇〇・〇	一〇五・五	一三〇・〇	一〇〇・〇	一〇五・五	一三〇・〇	一〇〇・〇	一〇五・五	一三〇・〇
国防関係	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四
貸付金	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四
対印債務返済	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四	一一二・〇	一一六・八	一二六・四
社会福祉事業	三三・七	三三・九	三三・九	三三・七	三三・九	三三・九	三三・七	三三・九	三三・九
経済開発事業	三三・七	三三・九	三三・九	三三・七	三三・九	三三・九	三三・七	三三・九	三三・九
その他	四三・一	五二・六	八〇・六	四三・一	五二・六	八〇・六	四三・一	五二・六	八〇・六
計	三二六・四	三三九・七	三三九・七	三二六・四	三三九・七	三三九・七	三二六・四	三三九・七	三三九・七
差引	一九一・四	一九六・一	一九六・一	一九一・四	一九六・一	一九六・一	一九一・四	一九六・一	一九六・一

(単位 百万チャツ)

一九一百万チャツに迫り、更にこの外、政府企業も同年度間に政府からの借入以外に一六六百万チャツの資金需要を予定しているとのことであり、実質的な財政赤字は三五〇百万チャツを上廻ると見られている。しかも民間の国債消化能力は極めて乏しく、世銀との間の融資交渉も難航を続けていると伝えられ、結局赤字の大部分を連邦銀行の信用に依存することとなる公算が大きい。反面、国際米穀市況の現状から同国外貨獲得力増大は予想されず、保有外貨は五月末現在五五百万チャツとピーク時一九五三年六月の四四%、最近の実績を基準として五ヵ月分強の外貨支払相当額を残すに過ぎない状況に立至つているため、消費財に関する輸入制限は今後愈々強化を要請されるものと見られる関係上、同国経済におけるインフレ度の濃化は否めないであろう。

(四) インド—最近の鉄鋼事情と国内資本形成

(鉄鋼事情)

第一次五カ年計画は明年三月に終るが、それに引続き明年四月より実施されるインドの第二次五カ年計画において、鉄鋼等の増産を中心とした大規模の工業化が企図されていることは既報(七月々報)の通りであるが、去る七月十五日政府が新たに国营製鉄所の運営並びに民間鉄鋼業の指導育成を目的として鉄鋼省(Iron & Steel Ministry)を設置するに至ったことは鉄鋼増産体制への一歩前進として一般に注目せられた。インドの現在の鉄鋼生産メーカーは極めて小規模のマイソール州管の鉄鋼会社を別とすれば、民間部門におけるタタ及びインド鉄鋼会社の二社のみであるが、最近の生産状況を窺うに左の通り、近年鉄鉄、鋼材等何れも漸増傾向を示し一九五四年の生産は鉄鉄一、七九二千屯、鋼塊一、六五五千屯、鋼材一、二二二千屯と一九五〇年に比し鉄鉄一四・四%、鋼塊一六・一%、鋼材二二・一%の増産を記録し、本年以降もかかる傾向を持続している。

インド鉄鋼生産の推移 商工省調(単位 千屯)

年次	鉄	鋼塊	鋼材
一九五〇	一、五六五	一、四二四	九九二
一九五一	一、七〇八	一、四七八	一、〇五一
一九五二	一、六八四	一、五五五	一、〇七六
一九五三	一、六五五	一、四八一	一、〇二四

インドの鉄鋼主要国別輸入状況

輸入先別	一九五二—五三年度		一九五三—五四年度		一九五四—五五年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
英国	五六、三五八	七九、五二一	七〇、二〇八	一〇七、一一八	八五、七六〇	九〇、一一四
日本	六二、八二二	五〇、〇七〇	五三、七四三	三九、二四〇	九九、六八一	六一、八二一
米国	二九、七〇五	三四、三三四	二九、七四一	二六、四一四	三六、三一八	二二、九五四

(単位、数量屯 金額千ルピー)

月	数量	金額
一九五五(一)	一、七九二	一、六五五
二	一、五五六	一、五四
三	一、三三八	一、〇五
三	一、五〇	九三
	一、四七	一一一

併し乍ら、鉄道を首めとする開発工事の進展によつて国内の鉄鋼需要は昨年来頓に旺盛となつてきており、年間鋼材需要は現在約二百万屯にも達するものと推定されているため多量の輸入を余儀なくされ、昨年度鉄鋼輸入は三三六千屯、本年度においては鉄鋼統制官等の言明からすれば更に五〇〇千屯以上の輸入を行わざるを得ない実情にある。

最近におけるインドの鉄鋼主要国別輸入状況を窺うに左表の通り、特にインドの鉄鋼輸入先は英国、日本、米国及び西独の四カ国が主で、例えば一九五四—五五年度におけるこれら四カ国の全体に占める割合は数量において九〇・六%、金額において八九・八%と九割程度を占めるに至つている。これに次ぐ輸入先としてはベルギー、フランス等となつているが、数量においては我が国が第一位であり、インドは鉄鋼輸出市場として有数の地位を占めつつある。本年に入つて注目されるのは左表主要輸入先以外に、ソ連が割安価格にて同国鉄鋼をインド市場に振向けているため同国よりの鉄鋼輸入が増加傾向を示し、既に六月迄に約一二千屯の輸入を行つたと鉄鋼省S・プタリンガム氏が先般発表したことである。

西 独	八、二〇四	一、二、三五六	一〇、三三八	一一、五七三	一一、三三一	一一、〇九六
ベ ル ギ	七、八九二	一四、三七一	九、七八六	八、四三八	八、七四〇	七、七八九
フ ラ ン ス	二、四六五	三、六四七	二、五〇五	三、四四六	八、五二〇	七、五八七
ス ウ エ ー デ ン	六〇五	一、三七三	四一九	六五四	六八七	一、一〇九
ノ ル ウ ェ ー	六二九	七五一	二〇三	二二三	八〇二	八五九
チ エ ュ ス ロ バ キ ア	三〇六	四三〇	三〇一	三三二	四三一	四九六
イ タ リ ー	八	一三	一	一	一、五八二	一、五三五
オ ー ス ト ラ リ ア	三三	三三	一一、〇四〇	六、八六二	三、三五八	一、七五六
合 計	一六八、九九七	一九六、八六九	一八八、二八四	二〇三、三一〇	二五七、二一〇	二〇七、一一六

一方鉄鋼輸入価格については昨年半ば以降の国際市況の堅調によつて、総じて引続き上昇の一途を辿り現在では屯当り国内生産者価格(三八五ルピー)に比し約二〇〇ルピー以上の高値となつてゐる模様である。

このような輸入数量並びに価格の増加は、元来インドでは割高な輸入鉄鋼製品に対し国内の消費者負担を軽減するため割安国内製品とプールして内外製品共通の販売価格を関係当局が公定しているため、右販売価格の引上げを促進する結果となり、遂に關係当局では七月一日以降屯当り販売価格を従来の四〇〇ルピーから五〇%方の値上げを行い四二〇ルピーとすることを発表した。

かかる販売価格の昨年三月に相踵ぐ再度の引上げは、開發計画の円滑なる推進の見地から価格引下げが要請されている折柄、一般に批判されているものの「現在の国内鉄鋼生産から推して止むを得ざる措置であらう」とヒンダスタン・タイ

ムズ紙(七月一日号)等は指摘している。

併し乍ら早急なる鉄鋼増産がインドにおいて望まれることは前記事情から明らかところで、この点に関し最近注目されるのは關係当局が民間鉄鋼部門の設備拡張をも大幅に認め、取敢えず国内生産の七〇%を占める大手のタタ鉄鋼会社に対しては五〇〇千屯、インド鉄鋼会社に対しては一〇〇千屯の製鋼能力拡張を認可するに至つたことである。即ち右關係当局の措置は、目下建設乃至計画中の左の如き三国營製鉄所の生産開始が一九五九年以降と予定されている上に、これら製鉄所の鉄鋼生産も第二次五カ年計画で企図している鉄鋼五百万屯には遙かに及ばないため、従来兎角業界の鉄鋼設備拡張の要望に消極的な嫌いのあつた政府が民間部門に積極的協力を求める態度に變つたことを示すものと認められるからである。

(援助国等)

(契約締結年月)

(主要製品)

(生産目標)

(生産開始予定)

第一国營製鉄所	西独、クルツプ・デマグ社	一九五三年八月	鋼板	七〇〇千屯	一九五九年初期
第二国營製鉄所	ソ連	一九五五年二月	レール、重型鋼	七六〇千屯	一九五九年十二月
第三国營製鉄所	英国、鉄鋼投資団	交渉中	ビレット、中軽型鋼、車軸	七六五千屯	—

(計一、二二五千屯)

併しかかる民間部門の拡張工事もクリシユナマチヤリ鉄鋼相の最近における国会での言明によると一九五八年初めに完了予定とのことで、何れにせよ今後における開発テンポをも勘案すれば茲数年間インドがソ連をも含めた鉄鋼輸出国より引続き相当量の輸入を行わざるを得ないと見られていることは注目されよう。

(国内資本形成)

インドの資本形成の状況については、昨年十一月発表された税制調査委員会の報告書による推定を除いて正式の調査発表がなく、第二次五カ年計画策定の上か

らもこれが早急なる調査が望まれていた処、去月初めデシユムク蔵相は下院において大蔵省及び中央統計所共同にて取纏めた近年における国内資本形成状況を正式に発表した。これによると左の通り、国内資本形成額は第一次五カ年計画の基準年度である一九五〇―五一年度の五、八九〇百万ルピーに對し、一九五三―五四年度には七、一九〇百万ルピーと五カ年計画の三カ年間に對して一三億ルピーの増加(増加率二二・一%)に達している。

国内資本形成の推移

(単位 百万ルピー)

部 門 別	一九五〇―五一年	一九五二―五三年	一九五三―五四年
(民間部門)	三、九〇〇	四、六一〇	四、四二〇
建 築	一、六一〇	一、七五〇	二、〇四〇
内 都 市	九七〇	一、〇三〇	一、二三〇
農 村	六四〇	六八〇	八一〇
土地改良、灌漑工事	七二〇	七四〇	八三〇
農業、中小企業	五一〇	六七〇	六五〇
鉱 工 業	五七〇	八二〇	六一〇
運 輸	四九〇	六七〇	二九〇
(公共部門)	一、九九〇	二、一一〇	二、七七〇
計	五、八九〇	六、七二〇	七、一九〇

右の如き三カ年間の資本形成増加額を民間、公共部門別に見ると、民間部門の

されている一・一%から見れば相当低位に止まっている。

増加額が農村及び都市の建築、運輸等を中心に五三〇百万ルピーと一三・六%の

資本形成率の推移

増加率に止まっているのに対し、公共部門の増加額が開発計画の進展による一九五三―五四年度の投資支出増嵩を反映して七八〇百万ルピーと三九・二%の著しい増加率を示しており、このため公共部門の国内資本形成に占めるウエイトが一

一九五〇―五一年(年) 六・二(%)
 一九五二―五三年 六・七
 一九五三―五四年 六・八

九五〇―五一年の三三・八%から、一九五三―五四年には三八・四%と大幅の増加となつて注目せられる。このようなインドにおける資本形成の国民所得に占める割合を窺うに、左の如く逐年増加傾向を示し一九五三―五四年には六・八%に達しているが、第二次五カ年計画最終年度(一九六〇―六一年)に予定

併し乍ら第一次五カ年計画最終年度(一九五五―五六年)における目標が七%程度と予定されていた点からすれば、計画三年目にして前記六・八%を見たことは一応満足すべきであろうとインデアン・ファイナンス誌(八月十三日号)等は指摘

している。

七、濠州——一九五五—五六年度連邦予算案

フアッデン濠州蔵相は八月二十四日(一九五五—五六年度(七月六月)連邦予算案を議会に提出した。同蔵相はその財政演説において、昨年度中濠州経済が失業者の減少と国民所得の増加(昨年度国民所得は四、〇三三百万濠州ポンド、一昨年度に比し一九一百万濠州ポンド増)に示される様に引続き繁栄を享受した反面、昨年度後半から労働力、資材の全面的不足と「看過し難いインフレーションの兆候」が現れており、一方輸入の急激な増加のため、輸入制限の強化にも拘らず国際収支の悪化も是正せられるに到っていない事情を述べ、かかる事態を招いた原因として国内における旺盛な消費需要と民間投資の増加を挙げている。

即ちこの間の事情を国民所得統計によつて見ると、一九五四—五五年度における個人消費総額は三、一一〇百万濠州ポンドと一九五三—五四年度に比し二六八百万濠州ポンドの増加を見せ、また固定設備に対する新規投資も八三三百万濠州ポンドに上り、同じく一〇八百万濠州ポンド増となつてゐる。更に同蔵相はかかる消費、投資の増加は「消費者賦払信用の急速な成長と共に、銀行の全般的な信用供与の増大によつて可能となつた」と指摘し、現在の財政政策の目的は経済の安定確保と過剰消費の抑制に向けらるべきであつて、「たとえ減税が可能であつたとしても、以上の如き経済情勢下においてそれを行うことは濠州経済にとつて最高の利益とは言えないであろう」と述べ、従つて個人所得税の減税は勿論、先頃より懸案となつてきた固定資産減価償却率の引上を中心とする法人税の軽減も、それが長期的に見て生産コストの引下げに役立つことは認めるが当面新規投資への刺戟となる恐れがあるから、本年度はその実施を延期する旨明かにした。

歳出入予算案の内容を見るに、税収は所得税五七七百万濠州ポンド(昨年度決算五三三百万濠州ポンド)を中心に九八八百万濠州ポンド(同九三〇百万濠州ポンド)と昨年度に比し五八百万濠州ポンドの増収を見込み、歳入総額一、一三三百万濠州ポンド(同、〇六七百万濠州ポンド)を計上し、一方歳出は社会保障費二一八百万濠州ポンド(同、一八九百万濠州ポンド)国防費一九〇百万濠州ポンド(同、一八五百万濠州ポンド)軍事援護費二二〇百万濠州ポンド(同、二二〇百万濠州ポンド)

(D)各州に対する交付金二一九百万濠州ポンド(同、一九九百万濠州ポンド)等を主に一、一三三百万濠州ポンドとなつて収支均衡の予算案である。また右予算案において物価騰貴及び基準貸銀率の引上を考慮して、平年度一七百万濠州ポンドに上る各種年金の増額が実施せられた。その他本予算案について注目せられるのは四八・六百万濠州ポンドの予備金を見込んでゐる点であつて、本予備金は将来「減債並びに投資準備」と称する項目を新設し同項目に繰入れることとなつてゐる。同準備は公債委員会が承認した一九〇百万濠州ポンドに上る各州の新規公事業計画(前身参照)必要資金の一部に充当せられることとなつており、同蔵相は本準備と国債の一般公募二二〇百万濠州ポンド、国際復興開発銀行よりの借入二〇百万濠州ポンドによつて、右の公共事業計画資金を調達し得るものと見てゐる。

一九五五—五六年度予算案は右の如く減税も実施せず、歳出面に關してもほぼ昨年度予算を踏襲しており、新味に乏しい中立的予算ということが出来よう。本予算案に対する反響を見ると、法人税軽減の実施を強く望んでいた実業界には一般に失望の色が濃く、シドニー・モーニング・ヘラルド紙は、同蔵相が濠州経済の現状と将来につき極めて暗い見通しを述べ乍ら、この危機を打開すべき具体的施策を示していないことを衝き、今回の予算案はむしろ悲観的な現状を継続せしめるものであつて、「進行する危機の中における無為の予算」と評してゐる。即ち同紙は①予算規模そのものの増大がインフレ傾向を助長する恐れがある②法人税軽減の延期に關しては濠州経済の現状が蔵相演説の通りであるならば一応已むを得ない措置とも言えるが、個人所得税の減免に重点を置いた昨年度予算が個人消費の増加を著るしく刺戟してゐる③蔵相の非難してゐる金融機関の信用増大についても、その責任は結局財政金融当局者の負うべきものであるとの三点を挙げて政府自体の政策の誤りを追及してゐる。しかし国際収支の悪化に關しては各紙とも深い関心を見せ強力な対策を望む声が多く、近い将来貿易、金融政策全般にわたつて何等かの措置が採られるものと予想せられてゐる。